

第二に、少子高齢化の中で新たな成長の源泉を創り出すため、医療・介護・健康関連分野など、これまでにないサービスや様々なビジネスを生み出す大きな可能性がある分野におけるイノベーションを促進すべきである。

第三に、高齢者が健康的に活動し安心して生活できる環境を整備するとともに、高齢者のニーズを踏まえたサービスや商品の開発を促進することにより、高齢者の消費を活性化し、需要面から高齢化に対応した産業の拡大を支援すべきである。

言うまでもなく、足下の我が国経済は、実質金利の上昇や需要の抑制をもたらすデフレからの早期脱却が重要課題である。こうしたデフレを終結させ、日本経済全体の成長力を押し上げるためには、長寿社会における成長戦略に加え、新成長戦略（2010年6月閣議決定）に基づき、法人実効税率の段階的引き下げや経済連携等を推進することが必要である。

### （長寿社会の潜在的な成長力）

長寿社会の潜在的な成長力の大きさを把握するため、一定の仮定を置いた場合の試算を行った。

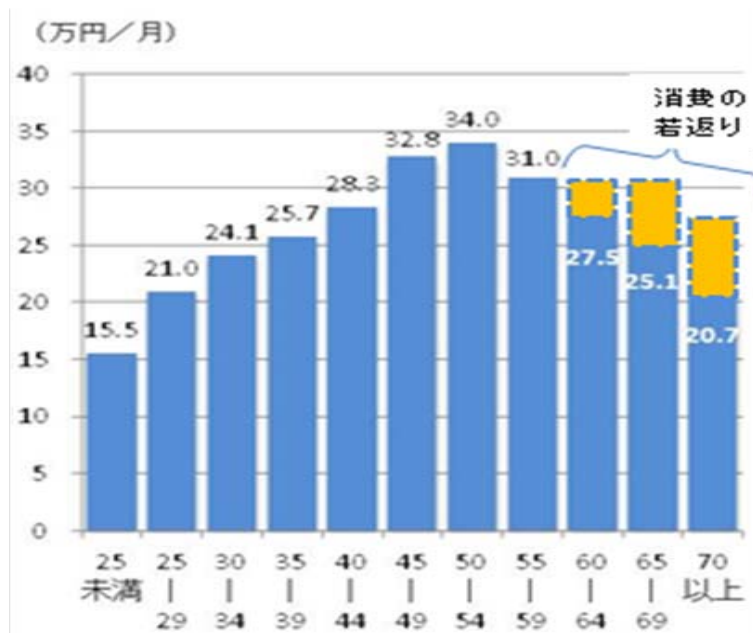
#### ①高齢者消費の潜在的な成長力

後述するように、高齢者の通常歩行速度は10年で10歳程度若返っており、元気に就労することのできる高齢者は増加している。また、近年、高齢者の就業率は向上している。さらに、男性の約8割、女性の約9割の高齢者は、70台半ばまでは自立して生活し、

その後、穏やかに支援や介護が必要な状態に移行することが明らかにされている。

このように、現在の高齢者は、これまでの高齢者に比べて元気に就労し消費を行う潜在的な可能性が大きい。このため、就労環境の整備や、高齢者のニーズに合致した商品やサービスの開発等が促進されれば、2020年にかけて高齢者世帯の消費の水準が現在より10歳程度若返ったと仮定して、高齢者消費の見通しを試算した。

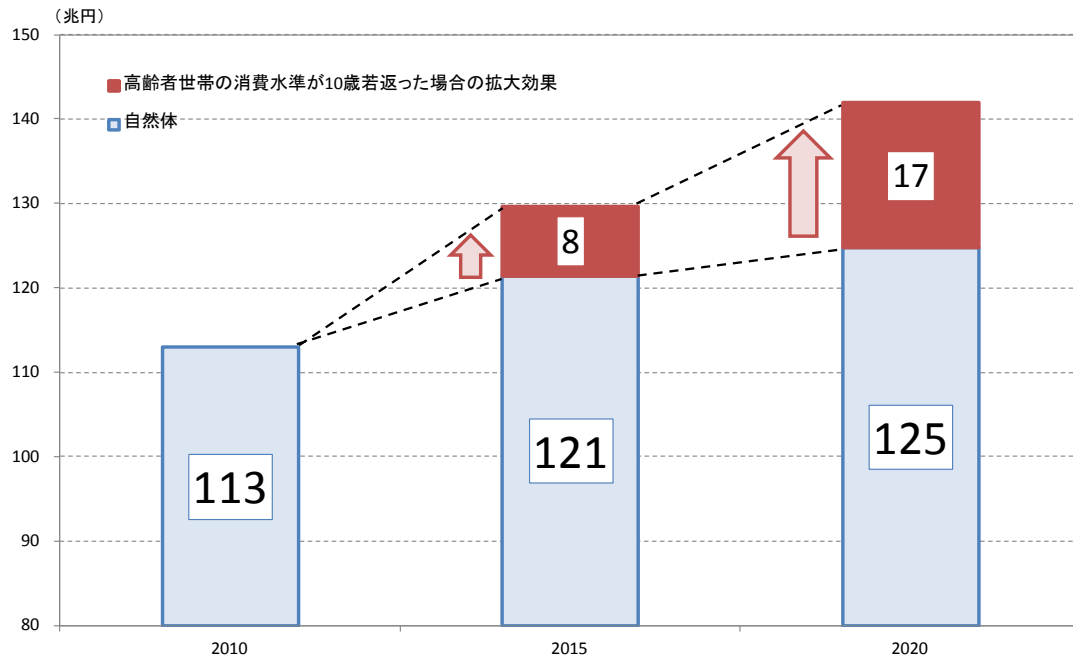
(図表) 世帯主年齢別月間消費額 (総世帯)



(出所) 総務省「全国消費実態調査」

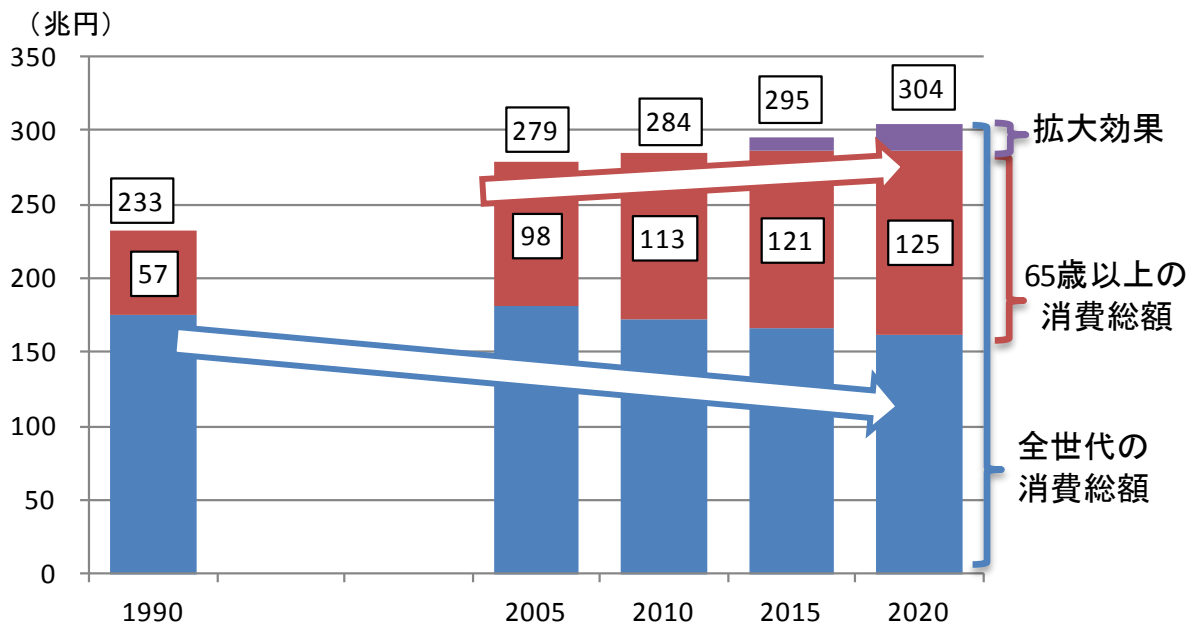
その結果、2020年に高齢者消費が17兆程度追加的に拡大し、高齢者向け市場全体は142兆円規模に拡大する可能性がある。これにより、我が国全体の消費水準も、自然体では2015年頃にピークを迎えるのに対し、高齢者消費の増加によって2020年まで安定的に拡大する可能性がある。また、こうした消費拡大に伴い、2020年に約230万人程度の雇用創出が見込まれる。

(図表) 高齢者消費の潜在的な成長力



(注1) 長寿成長戦略により2010年から2020年にかけて60～64歳の世帯の消費額が5歳、65歳以上の世帯の消費額が10歳ずつ若返ると仮定。  
 (注2) 上記仮定に基づき、総務省「全国消費実態調査」、内閣府「国民経済計算」を用いて、経済産業省試算。  
 (注3) 自然体の数字はニッセイ基礎研究所の試算を、国民経済計算の国内家計最終消費支出に一致するように補正したものの。

(図表) 高齢者消費が拡大した場合のマクロの消費水準への影響

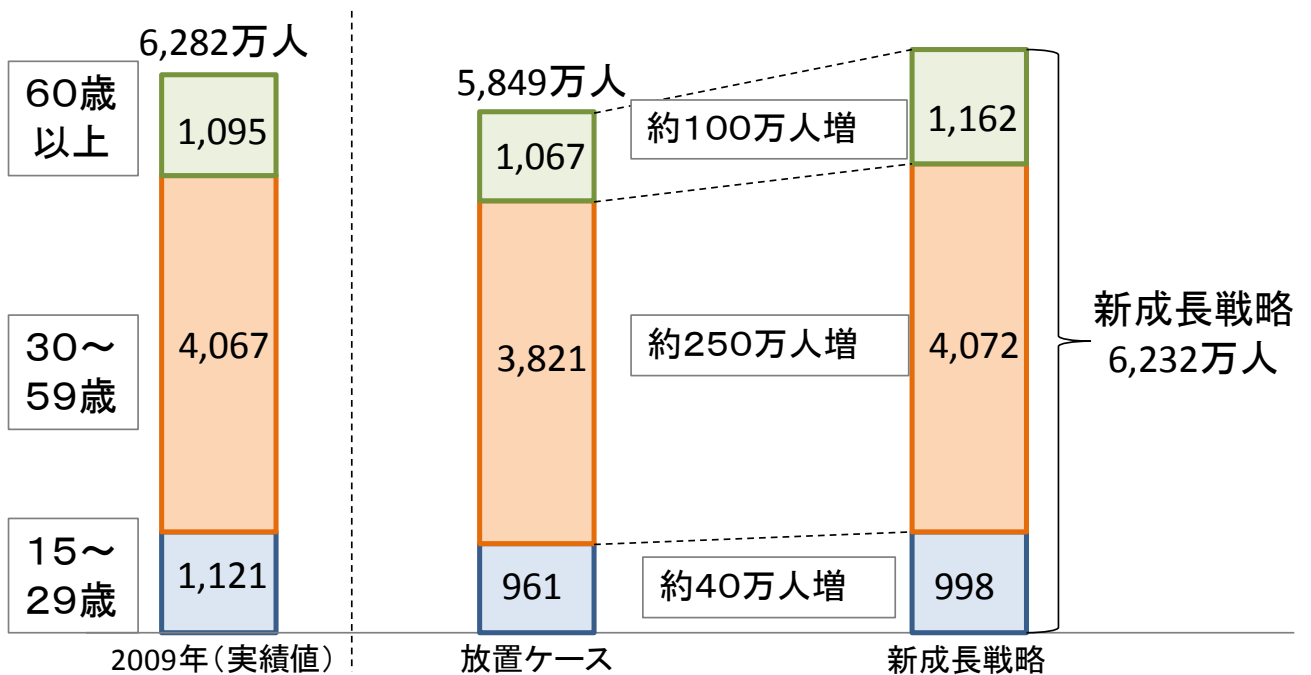


(注1) 長寿成長戦略により2010年から2020年にかけて60～64歳の世帯の消費額が5歳、65歳以上の世帯の消費額が10歳ずつ若返ると仮定。  
 (注2) 上記仮定に基づき、総務省「全国消費実態調査」、内閣府「国民経済計算」を用いて、経済産業省試算。  
 (注3) 全世代の消費総額及び長寿成長戦略実施前の65歳以上の消費総額は、ニッセイ基礎研究所の試算を国民経済計算の国内家計最終消費支出に一致するように補正したものの。

## ②潜在的な労働供給人口の水準

就労環境の整備等により、高齢者や女性、若者など、全ての世代において就労が進み、新成長戦略の「雇用・人材戦略」に示されたように、2020年に20～64歳の就業率が80%、25歳～44歳の女性就業率が73%、60歳～64歳の就業率が63%になったと仮定すると、改革しなかった場合に比べて約400万人の雇用が創出され、今後10年間は我が国の労働力人口を維持・拡大していくことが可能となる。

(図表) 全世代の就労が進んだ場合の労働力人口の見通し



(注) 2009年実績値、放置ケース、新成長戦略の数字は、厚生労働省「雇用政策研究会報告書(2010年7月)」に基づく。

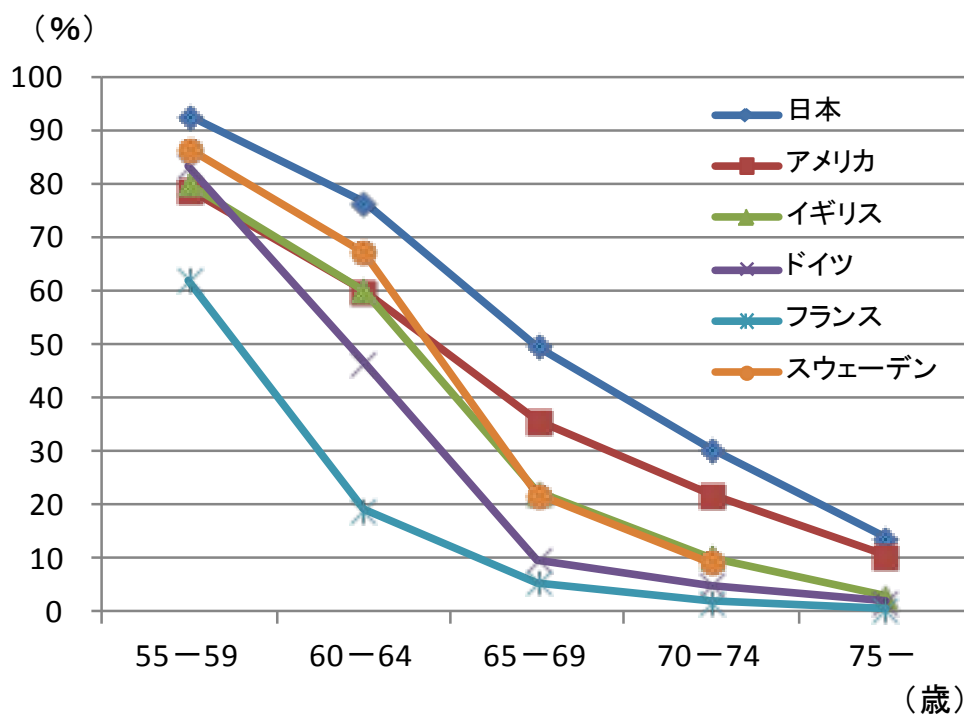
# 1. 全ての世代の就労促進

## (1) 高齢者の就労促進

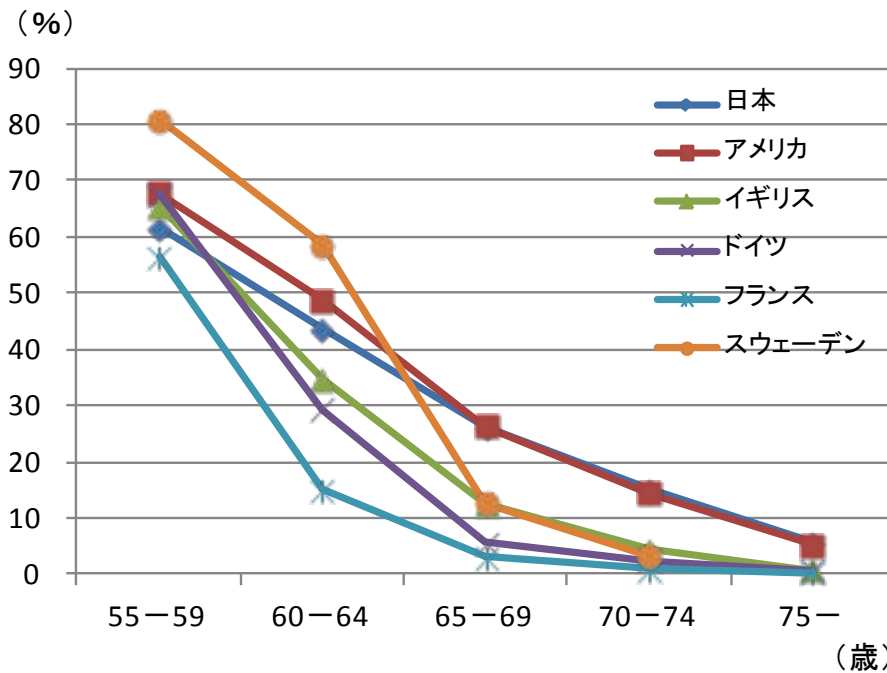
### ①現状と課題

我が国の高齢者の就業率は、男性については国際的にも高い水準にある。

(図表) 高齢者の就業率の国際比較  
【男性】



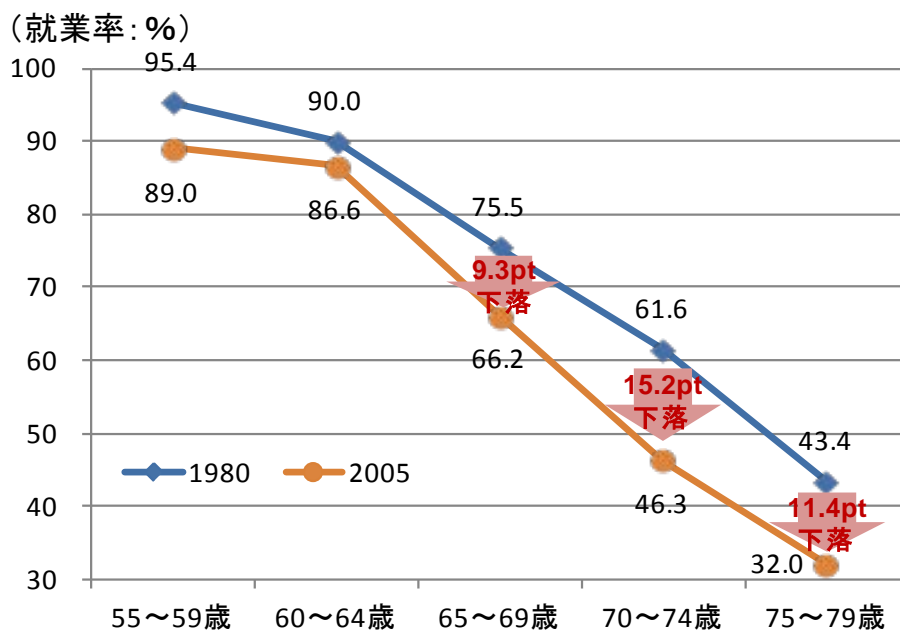
## 【女性】



(出所) ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2009年11月現在、イギリスは OECD Database "LFS by sex and age" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年11月

他方、第一次産業就業人口の減少等により、就業率は減少傾向にある。

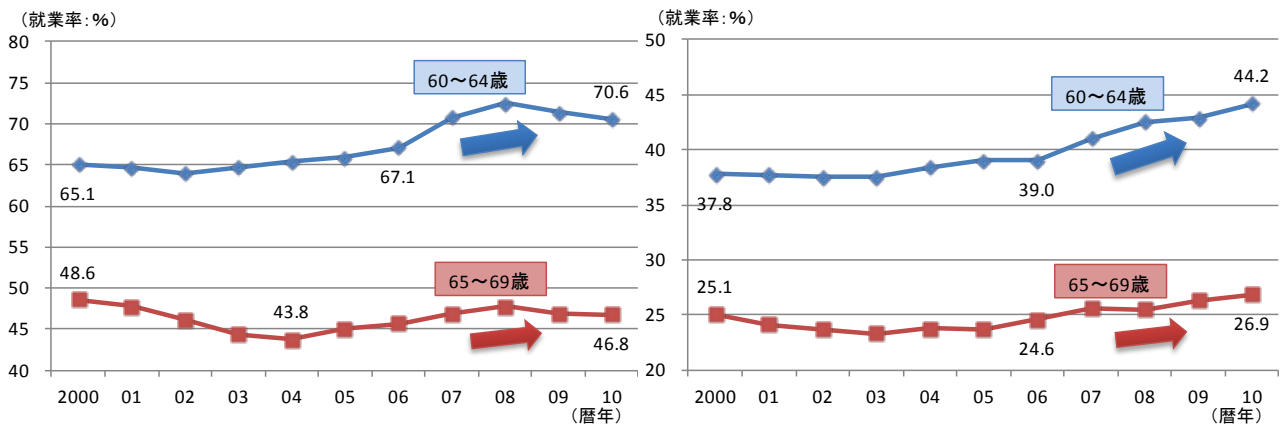
(図表) 高齢者男性の就業率の推移 (1980年-2005年)



(出所) 総務省「昭和50年・平成17年国勢調査」

ただし、近年、男性、女性ともに就業率は上昇傾向にある。

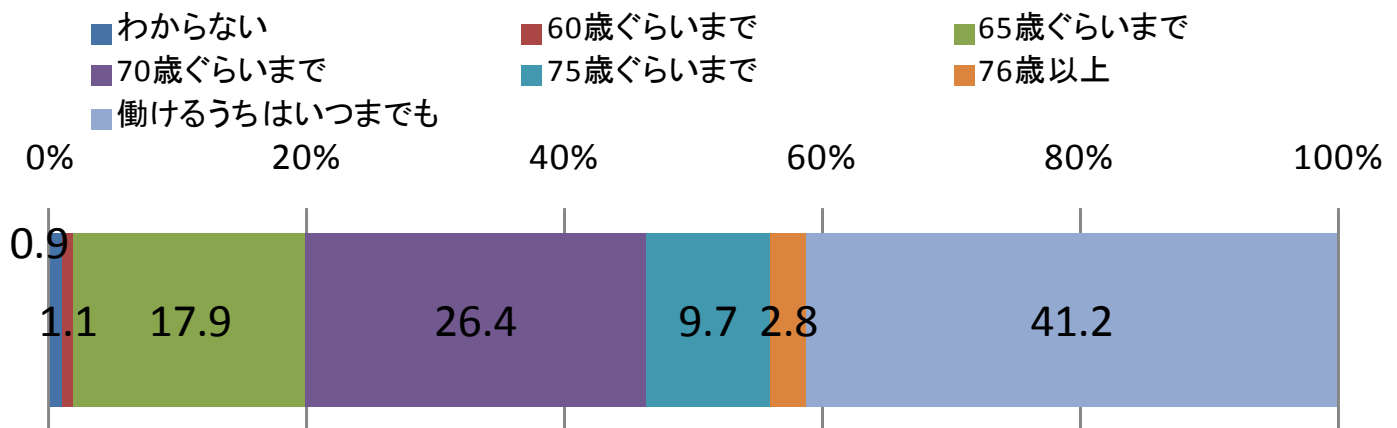
(図表) 高齢者の就業率の推移 (2000年代)  
【男性】 【女性】



(出所) 総務省「労働力調査」

こうした中で、約4割の高齢者は「働けるうちはいつまでも働きたい」と考えており、就労への意欲は非常に高い。

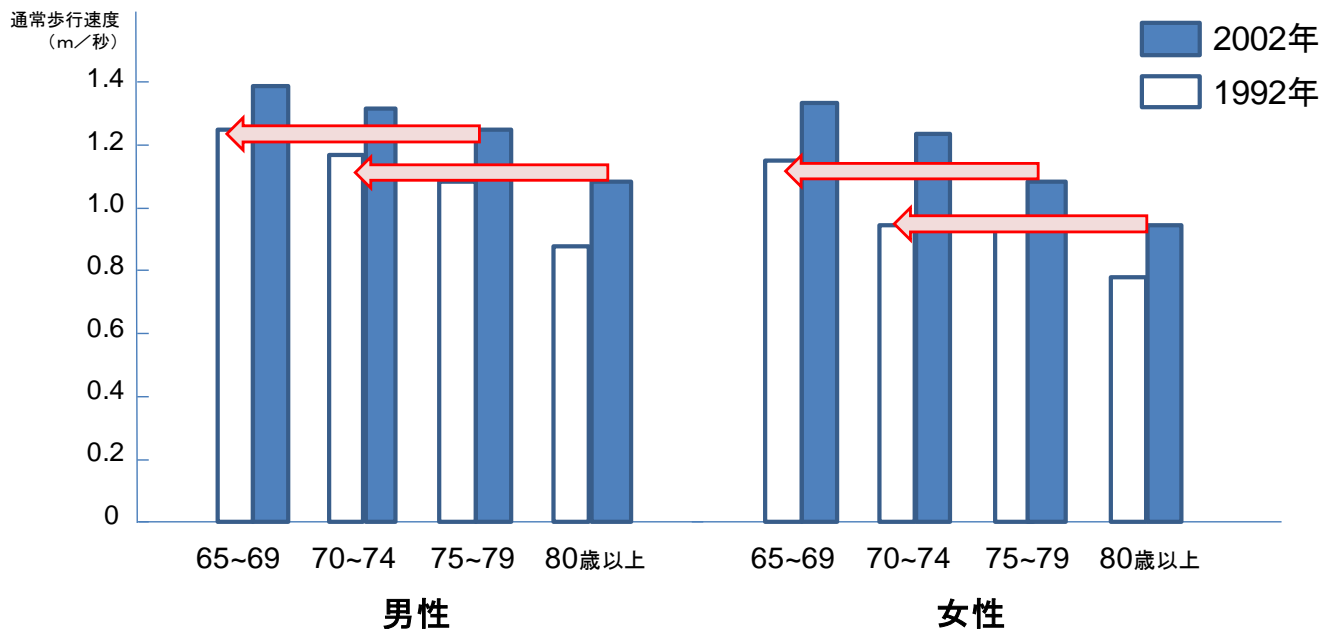
(図表) 意識調査「いつまで働きたいか」(60歳以上有識者の回答)



(出所) 内閣府「平成22年版 高齢社会白書」

また、高齢者の通常歩行速度は10年で10歳程度若返っており、肉体的にも元気に就労することのできる高齢者は増加している。

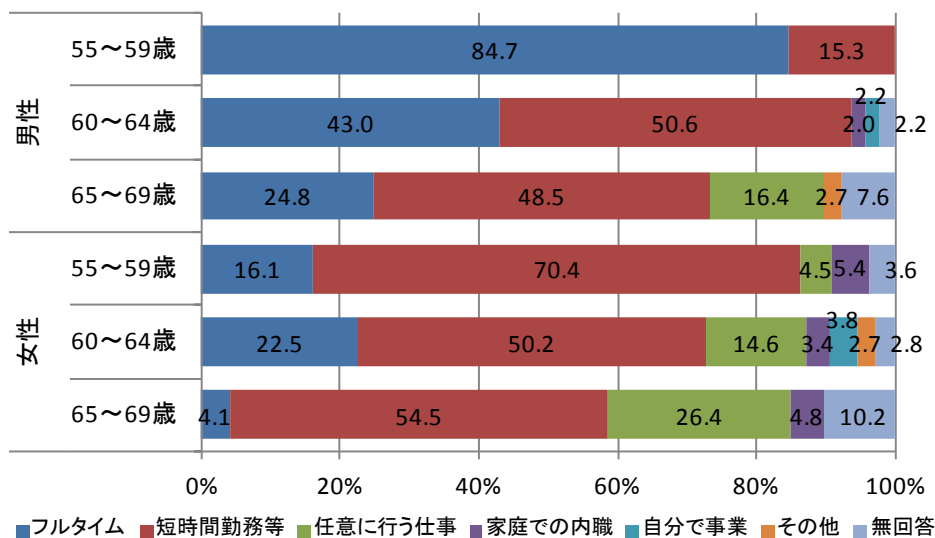
(図表) 高齢者の歩行速度



(出所) 鈴木隆雄他「日本人高齢者における身体機能の縦断的・横断的変化に関する研究」(第53巻第4号「厚生指標」2006年4月, p1-10)より引用

高齢者に対するアンケート結果によれば、年齢が高くなるにつれて短時間勤務など柔軟な働き方を望む人が多くなっている。

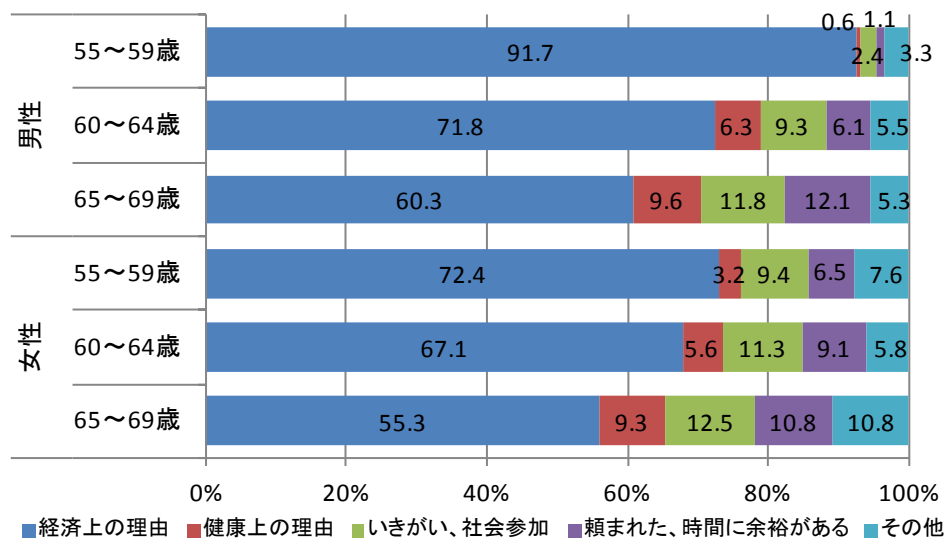
(図表) 高齢者の希望する働き方





また、50代までは、経済上の理由で就業する人が圧倒的に多いが、年齢が高まるにつれて、健康上の理由（仕事をするのが健康に良い）や生きがい・社会参加を求めた就業が増えている。

(図表) 高齢者の就業した主な理由



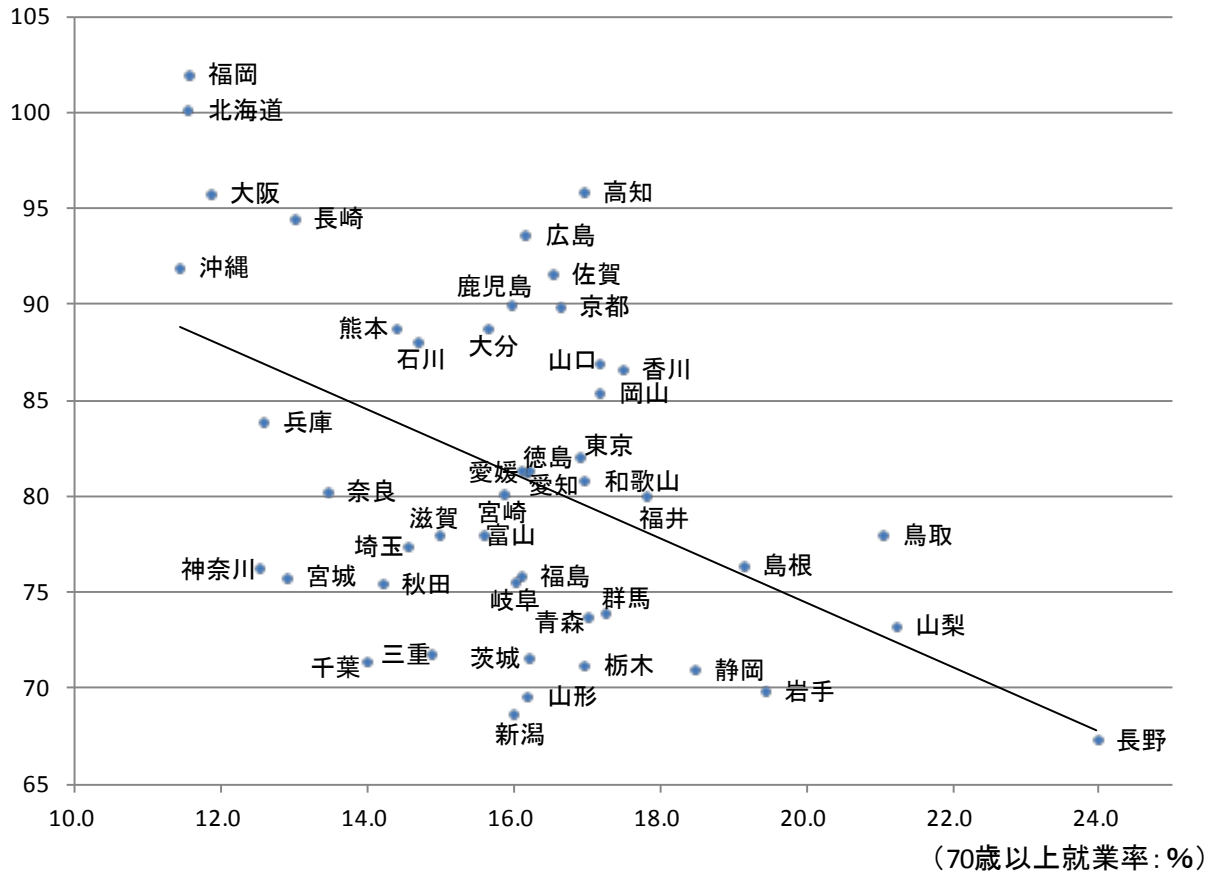
(出所) 厚生労働省「平成16年高年齢者就業実態調査」

(注) 就業者に仕事をした主な理由を聞いた結果。

なお、高齢者の就業率と高齢者医療費の関係を調べると、70歳以上就業率が高い長野県は全国で最も高齢者医療費が少なくなっており、高齢者の就労を促進することは、社会保障給付を抑えることにもつながる。

## (図表) 高齢者就業率と高齢者医療費の関係

(一人当たり老人医療費:万円)



(出所) 総務省「国勢調査」(平成17年)、厚生労働省「老人医療事業報告」(平成17年度)

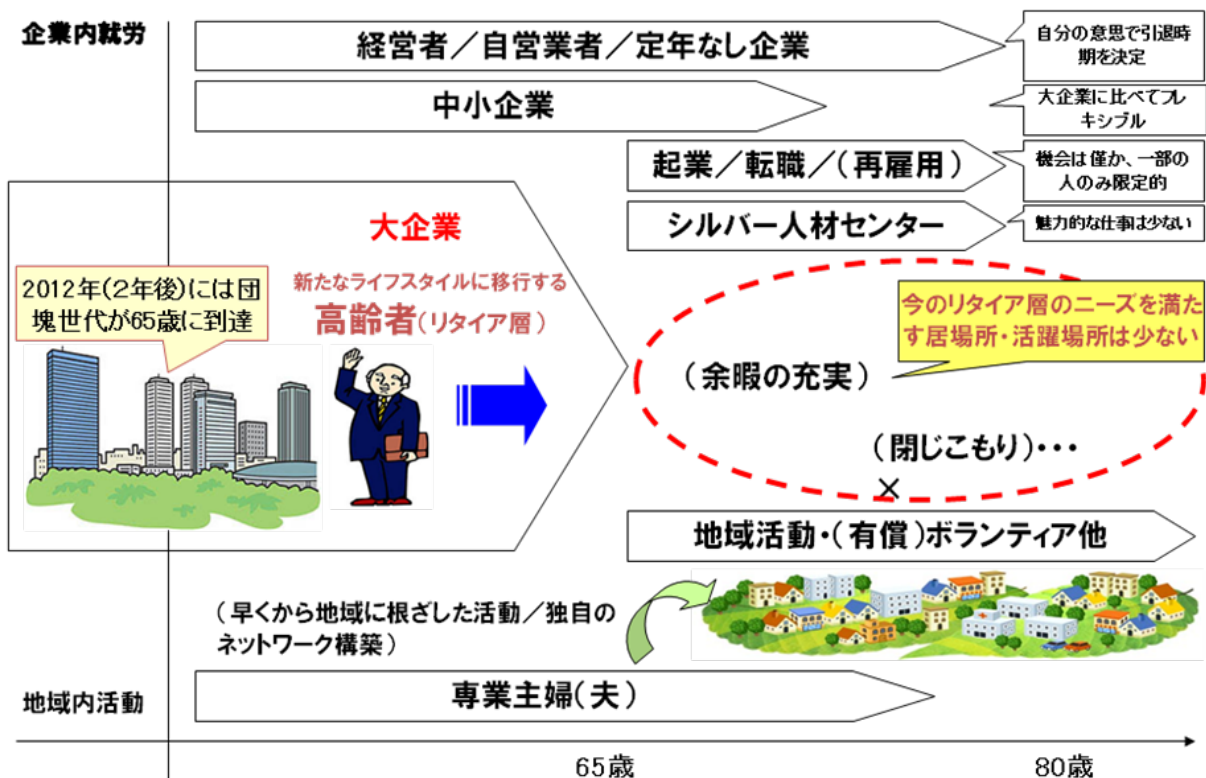
## ②今後の方向性

### (i) 高齢者の生きがい就労の促進

高齢者の就労を促進するためには、いつまでも無理なく楽しく働ける就労の場が地域に数多くあり、リタイア後も社会に貢献し、社会とつながり続けられる環境を整備することが重要である。

特に、都市近郊に住む大企業等を退職したホワイトカラー・サラリーマンの場合、在職期間中に地域コミュニティとの接点が必ずしも多くなかったことなどの理由により、住居の周辺で居場所や活躍場所を見つけることが難しい状況にある。

(図表) サラリーマンのセカンドライフの重要性



(出所) 第4回産業構造審議会基本政策部会への秋山委員提出資料より。

こうした中で、地域の中で生きがい就労の場を創り出すことを目的として、柏市と福井市において、地方自治体、都市再生機構、東京大学、民間企業等が協力して社会実験を実施している。例えば、柏市では、①休耕地を利用した都市型農園事業、②団地内空き地を利用したミニ野菜工場事業、③団地建て替え後の屋上農園事業など無理なく楽しく働ける就労の場を創り出す取組が行われている。

こうした取組により、高齢者本人にとっては生きがいの場の提供や健康増進、収入の拡大、生活の質（QOL）の向上につながる事が期待される。また、地方自治体にも、地域経済の活性化や地域福祉財政の抑制、社会的孤立問題の解消などの効果が期待される。

今後は、こうした先進的なモデル事業の実績評価を踏まえ、他の地方自治体へのノウハウの移転等を支援していくべきである。

(図表) 生きがい就労事業の例 (柏市の取組)



(出所) 第4回産業構造審議会基本政策部会への秋山委員提出資料より。

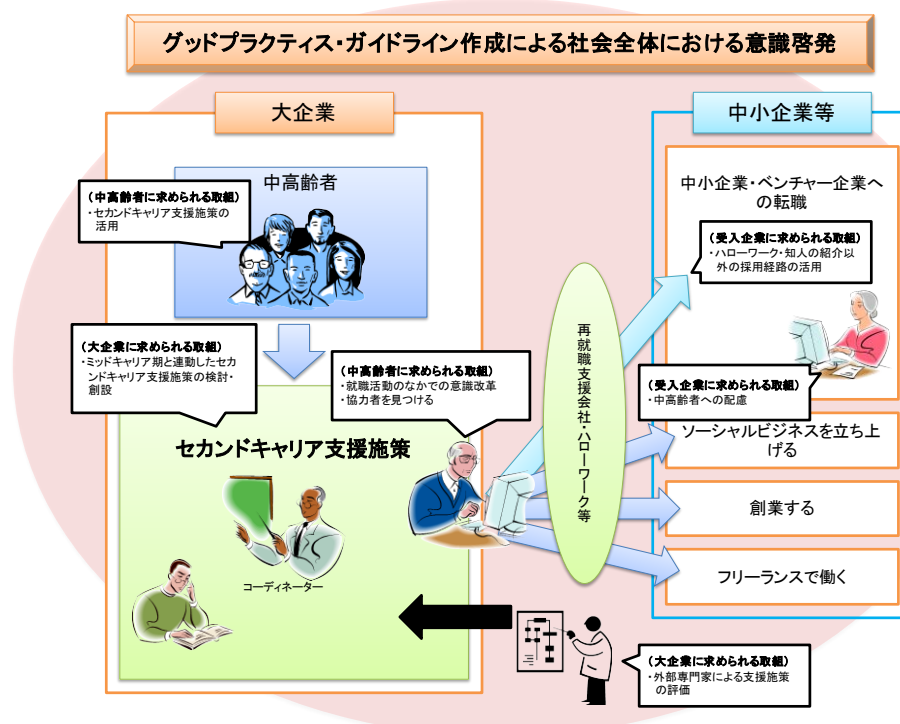
## (ii) 高齢者と企業のマッチングの促進

高齢者の就労意欲の高さや、その知識や経験に対する潜在的なニーズの大きさにもかかわらず、高齢者の就業が進まない原因の一つは企業とのミスマッチにある。

このため、海外展開やものづくり技術など、中小企業にとってニーズの高い分野において、能力・経験のある人材と中小企業とのマッチングを促進すべきである。

また、高度な知識を有する企業OB人材によるベンチャー企業に対するコンサルティング支援を促進すべきである。

さらに、中高齢者が魅力的な「第2の人生」を送ることができるよう、モデル事例の作成や、送り出し企業・受け入れ企業のためのガイドラインの作成を行うべきである。

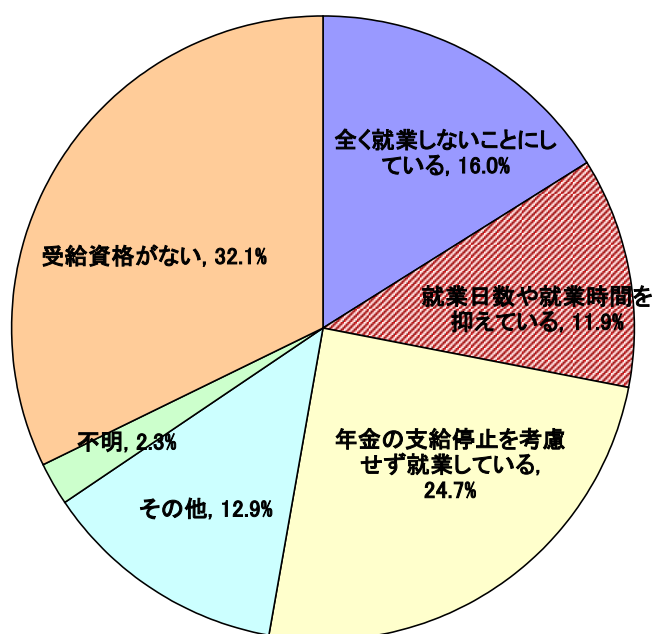


### (iii) 高齢者の就労を促進する環境整備

高齢者は、健康上の理由や生きがい・社会参加のために就業することが多く、短時間勤務など現役時代とは異なる柔軟な働き方を求めている。このため、意欲と能力の高い高齢者の就労の更なる促進に向けた環境整備を行うべきである。

特に、働きながら年金を受給する場合に、給料と年金を合わせて一定額を超える場合に一定の年金額を調整する制度である在職老齢年金について、就労意欲を抑制しないよう見直しを行うべきである。

(図表) 在職老齢年金による高齢者の就業調整の状況



(出典) 平成16年度高齢者就業実態調査 (厚生労働省)

なお、就労の大きな受け皿と期待される企業に対しては、現在、高齢者雇用安定法において、65歳までの雇用の確保を目的に、事業主に下記のいずれかの措置を講ずることを義務づけている。

①定年の廃止

②65歳以上への定年の引き上げ

③希望者全員を65歳まで継続雇用する制度を導入

※ただし、労使協定により、対象労働者を絞る基準を定めることが可能。

現在、97%の企業が高齢者雇用措置を実施しており、そのうちの83%が継続雇用制度の導入を選択している。

厚生労働省においては、「今後の高年齢者雇用に関する研究会」を開催し、高齢者雇用確保策の更なる検討が進められている。具体的には、

①法定定年年齢をさらに引き上げること（現行60歳→65歳）

②法定定年年齢の引き上げは行わず、労使による継続雇用基準設定制度を廃止し、希望者全員の65歳までの継続雇用を企業に義務づけること

が提案されている。

高齢者の雇用確保策の検討に当たっては、同一企業内での雇用継続のみを受け皿とするのではなく、知識や経験を活かせる他の企業やNPO、地域コミュニティにおいて多様で柔軟な就労の機会を確保するなど、社会全体で多様な就労の機会を用意することが重要である。

このため、企業サイドにおいては、在職期間中からコミュニティとの接点を作る機会を設けるなど、従業員が第2の人生に踏み出しやすい環境を整備する必要がある。



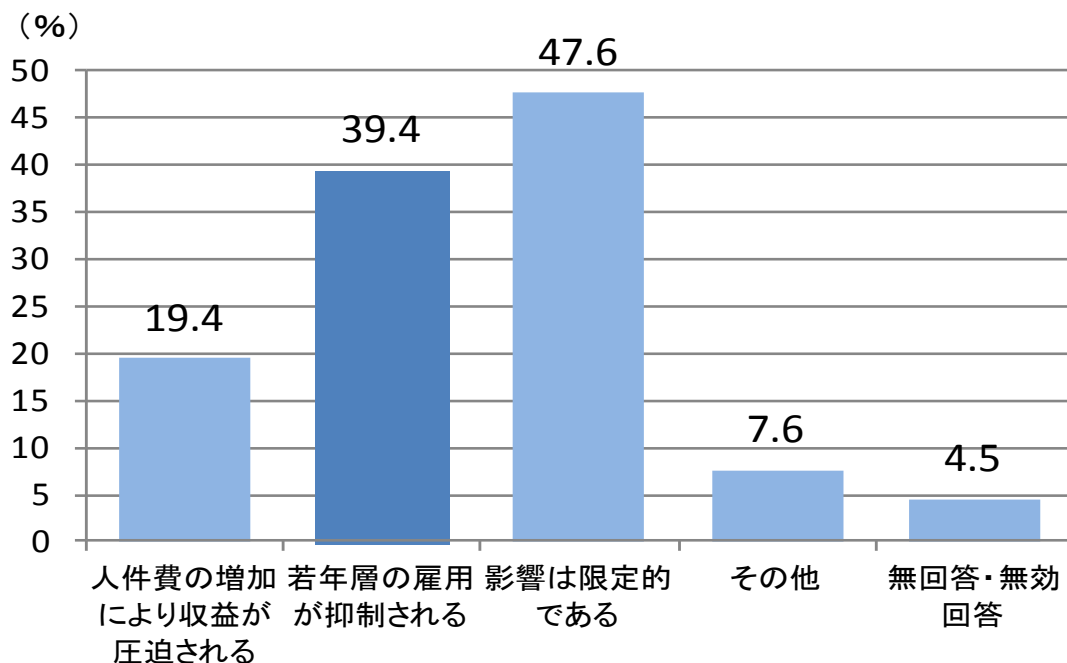
また、企業が自主的に更なる高齢者雇用に取り組むことも重要である。その際、高齢になっても働けるよう、自社の従業員に対して十分な能力開発を行うとともに、柔軟な働き方に対応するための人事システムや賃金体系を整備することが必要である。

さらに、従業員も自らの能力を常に向上させていくことが重要であり、社会全体としても、中高齢者への職業訓練の充実などを積極的に対応する必要がある。

その上で、定年年齢の引き上げや継続雇用基準の廃止については、高齢者雇用を強制すると若年層の雇用に悪影響を与えることが懸念される。

例えば、内閣府が改正高齢者雇用安定法の施行（2006年4月）にあわせて実施した企業アンケートによると、「影響は限定的である」とした企業が約5割ある一方、「若年層の雇用が抑制される」と回答した企業も4割近くに達している。

(図表) 改正高年齢者雇用安定法が与えた影響



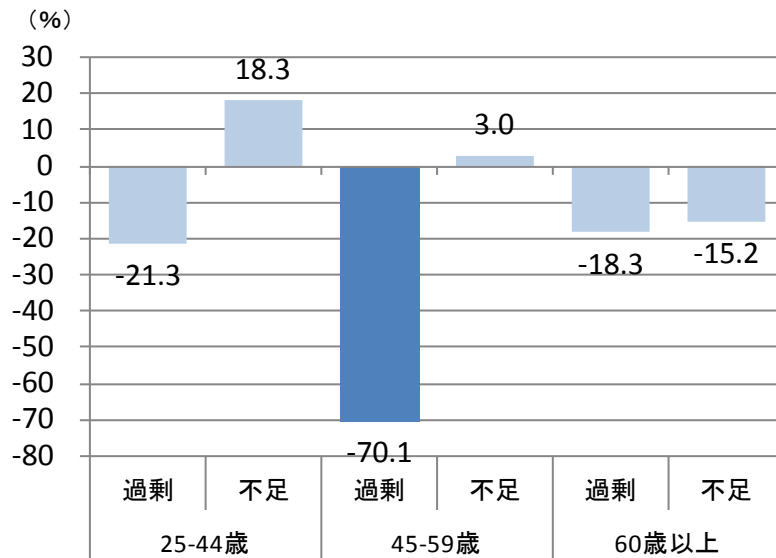


(出所) 内閣府 (2006) 「企業の採用のあり方に関する調査」

(注) 3000社の企業にアンケートを行い、963社(32.1%)から回答を得た結果より。各企業には該当する影響を2つまで回答してもらっている。

また、中高年の正規従業員が過剰だと考えている企業は、新規採用を約7割減少させることを指摘する実証研究がある。

(図表) 年齢階層別過不足感が新卒採用に与える影響

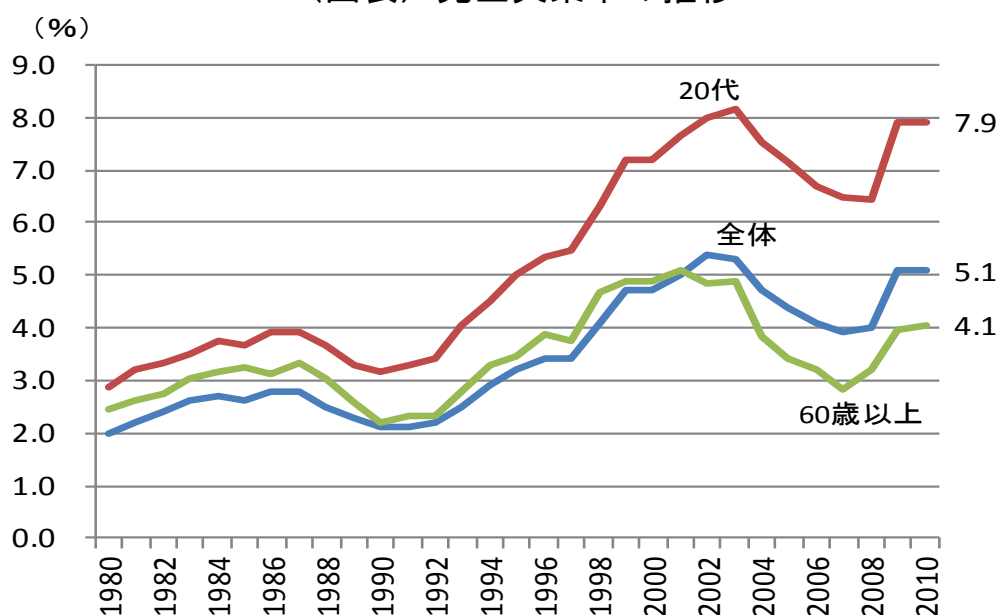


(出所) 川口大司 (2006) 「労働者の高齢化と新規採用」『一橋経済学』

(注) 連合総合生活開発研究所が2005年1~3月に実施した「企業の採用・退職・能力開発アンケート調査票」を用いた分析結果。年齢階層別の正規従業者数の過不足感が新卒採用に与える影響について分析したもの。例えば、45-59歳の正規従業者が過剰だと認識している企業は、新卒採用を70.1%減少することを意味する。グラフのうち、色の薄いものは統計的に有意ではない推定結果。

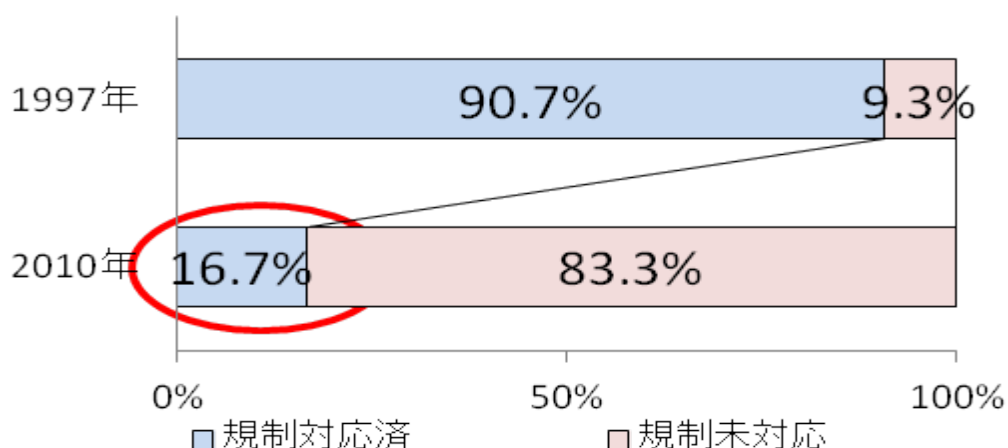
なお、若年層の失業率は、他の年齢層、特に高齢者層の失業率と比較しても一貫して高い水準にある。

(図表) 完全失業率の推移



加えて、定年年齢の引き上げについては、定年年齢の60歳への義務化実施直前の1997年と比較すると、当時は90%以上の企業が60歳を定年としていたのに対し、現在は65歳を定年とする企業は2割に満たず、企業の対応状況が大きく異なるため、企業経営や労働市場・雇用に与える影響が大きい。

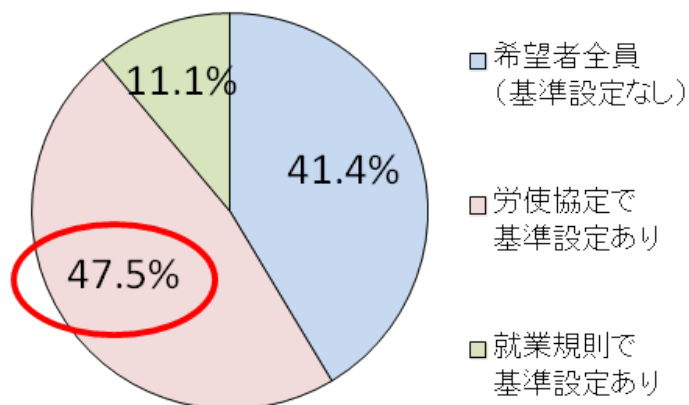
(図表 定年年齢60歳義務化の当時と現在の65歳定年への対応状況)



(資料出所) 1997年: 労働省「雇用管理調査」  
 2010年: 厚生労働省「高齢者雇用状況報告」  
 (平成22年6月1日現在)

また、継続雇用基準の廃止については、約6割の企業が労使協定等を通じて継続雇用基準を導入しており、同じく企業経営や労働市場・雇用に与える影響が大きい。

(図表 継続雇用導入企業の基準設定割合)



(資料出所) 厚生労働省「高年齢者雇用状況報告」  
(平成22年6月1日現在)

#### (iv) 個別分野での就労促進

現状では、高齢者の体力やスキルに見合った雇用の場が少ないとの指摘があることを踏まえ、高齢者の知識や経験を生かしやすく就労が比較的容易な分野の就労機会を拡大すべきである。

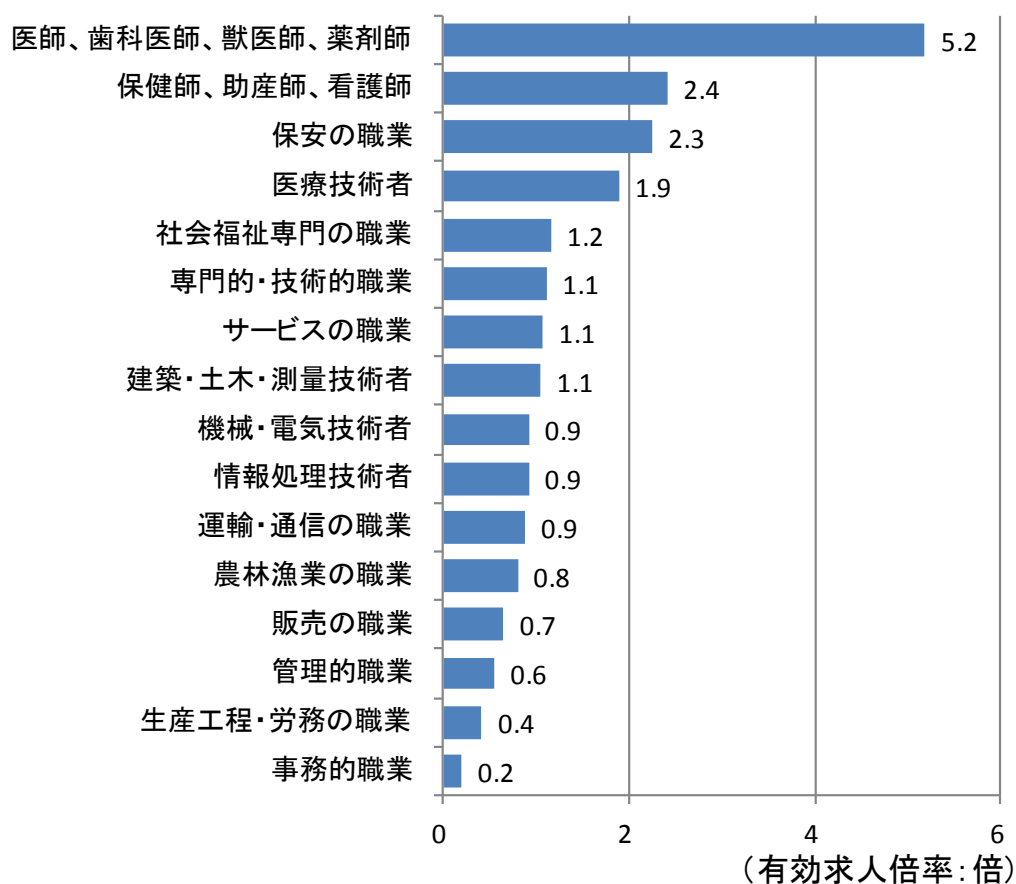
具体的には、まず、教育分野において、小学校から大学までのキャリア教育において、企業OB人材が社会経験や語学力等を活用して「講師」あるいは企業と学校との仲介を行う「コーディネーター」として活躍できる環境を構築すべきである。

例えば、小学校、中学校、高校、大学の約3万9千校に対し、キャリア教育に係る科目を年間10コマ実施するためには、約4千人のコーディネーターと約12万人の講師が必要になり、大きな雇用を創出することが見込まれる（一人のコーディネーター・講師が10校を担当するケースを想定）。

また、中小企業におけるものづくり現場力の維持・強化を支援する際、OB人材の有する高度な技術や現場経験を活かし、指導者等として活用すべきである。

さらに、社会福祉分野は、他産業に比べて求人倍率が高く、高齢者の就労の受け皿となることが期待される。

(図表) 業種別の有効求人倍率



(出所) 厚生労働省「一般職業紹介状況 (平成 23 年 4 月分)」

例えば、働き方の多様化により早朝、夜間、休日等の保育需要が高まっていることから、高齢の育児経験者が保育士を補完する「准保育士」として働けるよう資格要件を緩和し、高齢者の就労を促進すべきである。

現在、認可保育所の人員基準対象者はすべて保育士資格を保有することが義務づけられているが、待機児童を解消するとともに、早朝、夜間保育等のニーズの増大に対応するためには、多様な人材の活用を図ることも重要である。そのための方策として、一定の OJT と通信講座 (e-learning など) の組み合わせにより簡易な資格を作る等、保育従事者のワークシェアリングを可能にするよう認可保育所等の人員基準を見直すことについても検討すべきである。

なお、待機児童数は、厚生労働省の公表によると約 2.6 万人（平成 22 年 4 月時点）であるが、潜在需要を含めると約 85 万人に上るとも言われている。<sup>(注)</sup> 待機児童の年齢構成と年齢ごとの保育士配置基準を基に、潜在需要を含む待機児童を解消するために追加的に必要な保育士数を試算すると、約 1.4 万人（経済産業省推計）となる。

(注) 平成 20 年 8 月厚生労働省調査結果

(図表) 年齢区分別の待機児童数

	平成 22 年待機児童数 (%)	保育士の配置基準 (児童 : 保育士)
低年齢児 (0-2 歳)	21,537 人 (82%)	
うち 0 歳児	3,708 人 (14.1%)	3 : 1
うち 1・2 歳児	17,829 人 (67.9%)	6 : 1
3 歳以上児	4,738 人 (18%)	20 : 1
全年齢児計	26,275 人 (100%)	

(図表) 保育士資格取得方法 (平成 20 年度)



(出所) 厚生労働省 第1回保育士養成課程等検討会 参考資料1-2

(図表) 保育士試験受験者数及び合格者数の推移

年 度	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率
18年度	39,192	5,693	14.5%
19年度	38,032	7,750	20.4%
20年度	37,744	3,989	10.6%
21年度	41,163	5,204	12.6%
22年度	46,820	5,324	11.4%

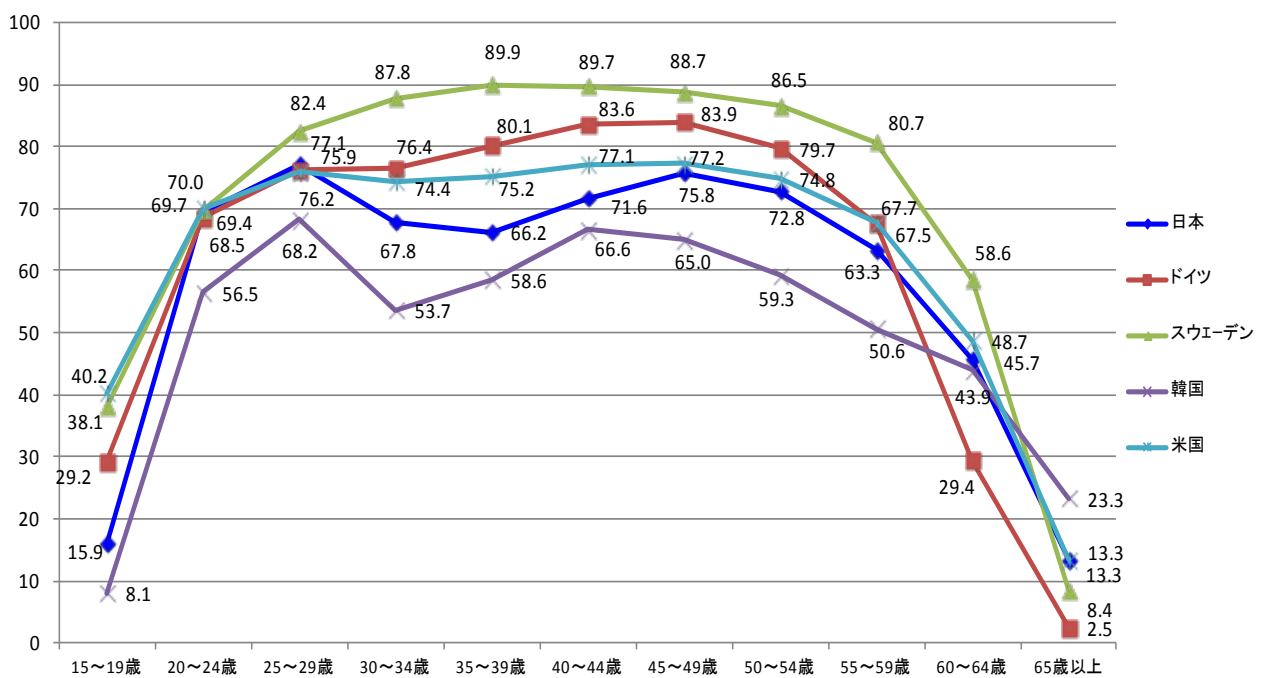
(出所) 厚生労働省「保育士試験受験者数の推移」

## (2) 女性の就労促進

### ①現状と課題

日本の女性の労働力率は、30歳代を底としたM字カーブを描いており、出産、子育て期に就業を中断する女性が多い。

(図表) 女性の労働力率の国際比較



(出所) 日本は総務省「労働力調査」、その他の国はILO「LABORSTA」。

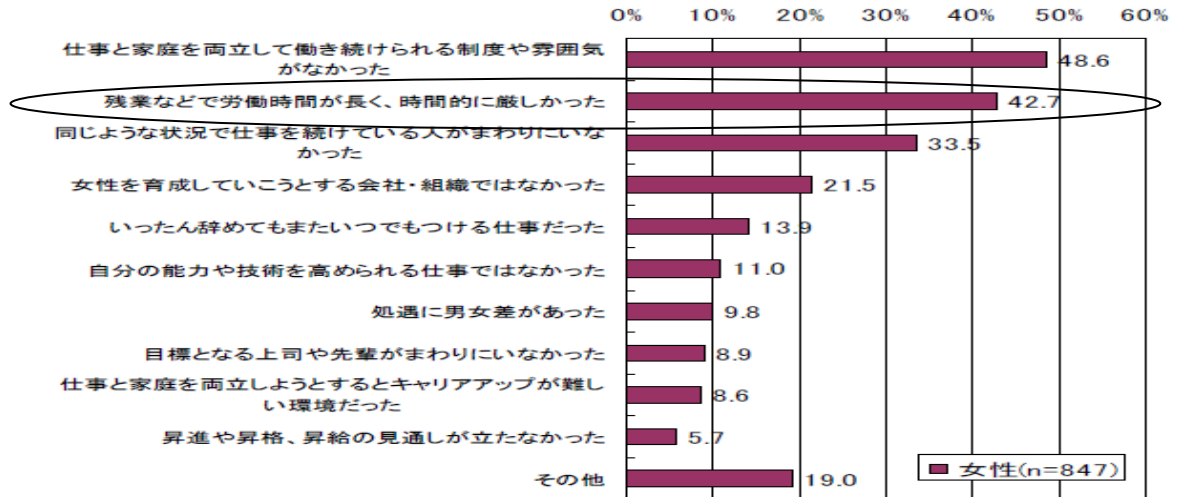
(注) 1. 米国の「15～19歳」は「16～19歳」。

2. 日本は2010年、韓国は2007年、その他の国は2008年の数値。



その背景として、長時間労働が女性の就業継続を弊害する要因の一つになっていることが挙げられる。

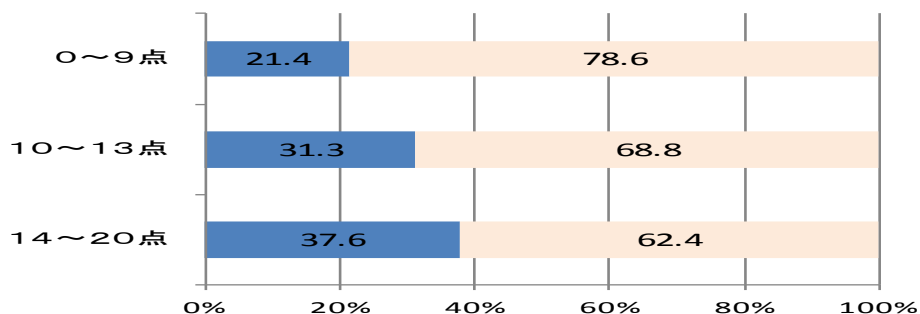
(図表) 妊娠・出産・子育てをきっかけに勤め先を辞めた理由  
(仕事に関連したもの)



(出所) 内閣府「男女の能力発揮とライフプランに対する意識に関する調査」(平成 21 年)

また、家庭においては、夫の育児参加が妻の就業継続に果たす役割が大きいことも示されているが、現状においては、日本の男性の家事・育児に費やす時間は他の先進国と比べても低い水準に止まる。さらに、日本男性の育児休暇取得率は依然として低い。(平成 21 年度男性育児休業取得率：1.72%※) ※平成 21 年度雇用均等基本調査

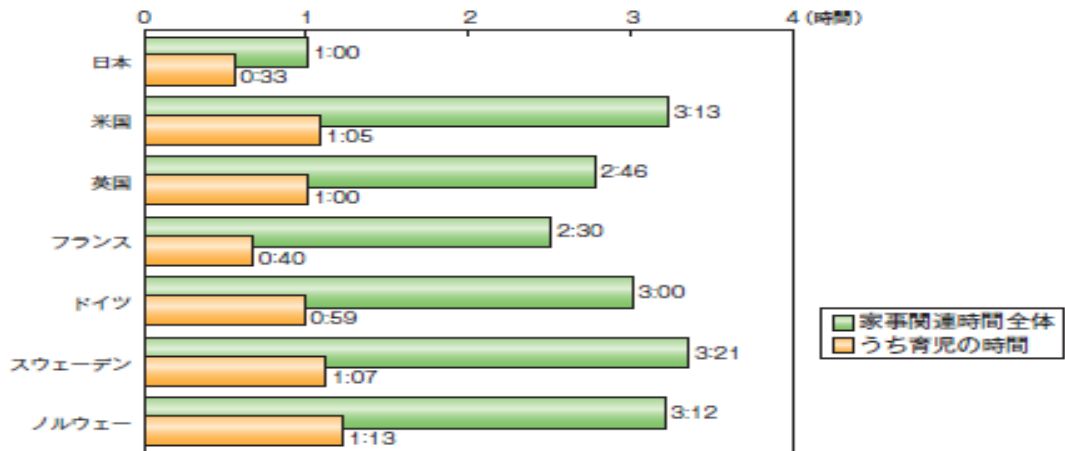
(図表) 夫の育児得点別に見た第 1 子出産時の妻の仕事状況の変化 (注)



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「第 4 回全国家庭動向調査」(2008年)

(注) 夫の育児得点は、「遊び相手」「風呂に入れる」「食事をさせる」「寝かしつける」「おむつを替える」「あやす」の各領域別に、「月 1～2 回程度」(1 点)、「週 1～2 回程度」(2 点)、「週 3～4 回程度」(3 点)、「毎日・毎回」(4 点)、「やらない」(0 点)とし、6 領域全ての得点を合算したもの。

(図表) 6歳未満児のいる夫の家事、育児関連時間(1日当たり)



(備考)

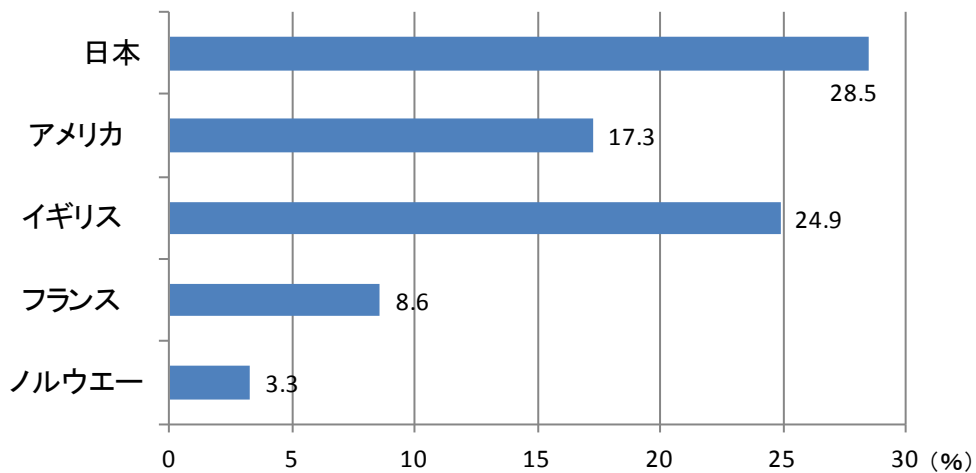
1. Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. ” America Time-Use Survey Summary” (2006)及び総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。
2. 日本の数値は「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の時間である。

(出所)内閣府「平成23年版男女共同参画白書」

このため、女性の就業継続に向けては、労働時間面での柔軟性の確保等を通じて、多様な働き方を可能とし、男性の育児参加を促進させるような環境整備が必要である。

しかしながら、我が国の現状は、諸外国と比べて長時間労働の傾向があり、年次有給取得率も近年、5割(平成21年(又は平成20会計年度):47.1%※)を下回っている。 ※平成22年就労条件総合調査

(図表) 週労働時間が49時間以上の雇用者の割合

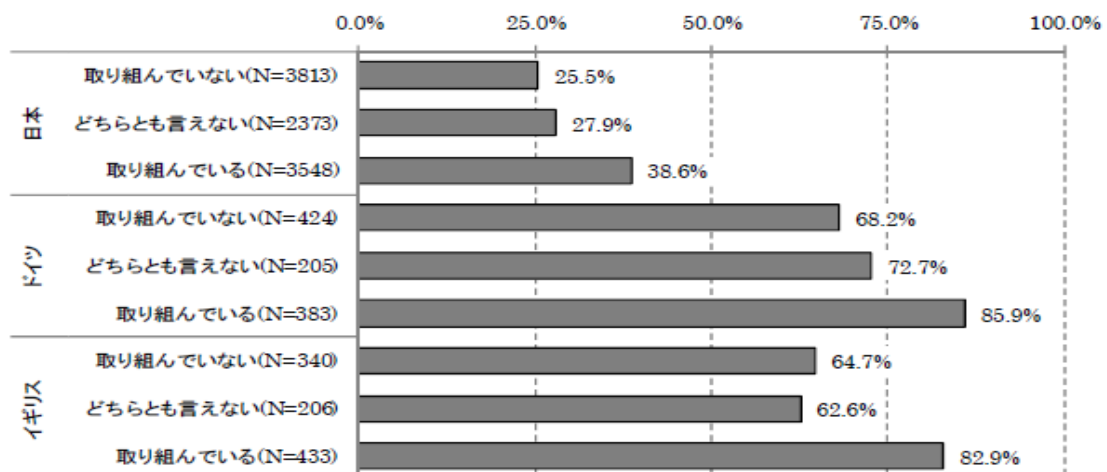


(出所) ILO(2007) Working time around the world: Trends in working hours, laws, and policies in a global comparative perspective

- (注) 1. 対象年齢は、日本は15歳以上、アメリカ・ノルウエーは16歳以上、イギリス・フランスは25歳以上。  
 2. イギリスは2003年の数値。それ以外については2004～2005年の数値。

他方、ワーク・ライフ・バランスの取組と業績の関連をみると、日欧ともに、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業は、業績が良い傾向が見られる。

(図表) ワーク・ライフ・バランスの取組状況別の「職場の業績が良い」割合



(注) 取り組んでいる：取組の度合いを示す0～10のスケールで、取り組んでいる度合いが6～10点  
 どちらとも言えない：上記のスケールのうち、中立点である5点  
 取り組んでいない：上記のスケールのうち、取り組んでいる度合いが0～4点

(出所) 内閣府「ワーク・ライフ・バランス社会の実現と生産性に関する研究」(平成22年度)

なお、従業員 300 人以上の中堅大企業や製造業等の一定の要件を満たす企業においては、ワーク・ライフ・バランスに関する施策が中長期的に企業の生産性（TFP）を上昇させる傾向にあり、そうした施策の効果が期待できるような条件をもった企業の中にも、施策が未だ導入されていない企業が多数存在するとの指摘もある※。

※ 山本勲、松浦寿幸（2011）「ワーク・ライフ・バランス施策は企業の生産性を高めるか？—企業パネルデータを用いたWLB施策とTFPの検証—」RIETI Discussion Paper Series 11-J-032、（独）経済産業研究所

また、ワーク・ライフ・バランスの推進により、時間外の保育や介護の必要性が減ることで、社会保障の給付が抑制され、ひいては企業負担の軽減につながるとの指摘もあった。

以上のことから、女性を含む多様な人材の就業参加を促進させるためには、ワーク・ライフ・バランスを推進することで働きやすい職場の実現を図るべきである。

## ②今後の方向性

女性が就労しやすい環境を整備するため、①保育分野における民間参入の促進など子育て環境の整備、②育児休業制度の見直し、③ワーク・ライフ・バランスの推進を進めるべきである。

### **(i) 子育て環境の整備 (再掲)**

待機児童の解消及び多様なサービスの提供を促進するため、社会福祉法人と株式会社等のイコールフットィングの確保や保育に関わる規制の見直しを行い、保育分野における株式会社等の多様な事業主体の新規参入を促進すべきである。

また、夜間保育や土日保育といった家庭の多様なニーズに対応するため、特定の施設ではなく、利用者に対して補助を行う制度の導入や、多様な人材を活用するための仕組みや認可保育所等の人員基準の見直しについて検討すべきである。

### **(ii) 短時間勤務制度の拡充**

(i) の子育て環境の整備を図りつつ、女性が出産・育児を理由に離職を余儀なくされることなく、円滑な職場復帰と就業の継続が可能となるよう、個々人の多様な働き方のニーズに対応できる環境整備も必要である。

例えば、子どもがある程度身の回りのことを自立的に行うことが出来るようになるのは小学校高学年程度であると考えられるため、親の就業継続支援のための環境整備として、中小企業など事業者の取組実態を踏まえつつ、短時間勤務制度における子の対象年齢の3

歳から小学校低学年程度までの引き上げを検討すべきである。

併せて、夫の育児への関与度合いが高いほど、第一子出産後の妻の継続就業割合が高い傾向にあることを踏まえると、夫の育児参加を促すことが必要であり、その契機となる夫の育児休業取得の推進が望まれる。そのため、平成22年6月に導入された「パパ・ママ育休プラス」制度<sup>(注)</sup>の着実な活用も期待される。

(注) 父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を、子が「1歳に達するまで」から「1歳2か月に達するまで」に延長。ただし、父母1人ずつが取得できる育児休業期間(母親の産後休業期間を含む。)の上限は1年間。

### **(iii) ワーク・ライフ・バランスの推進**

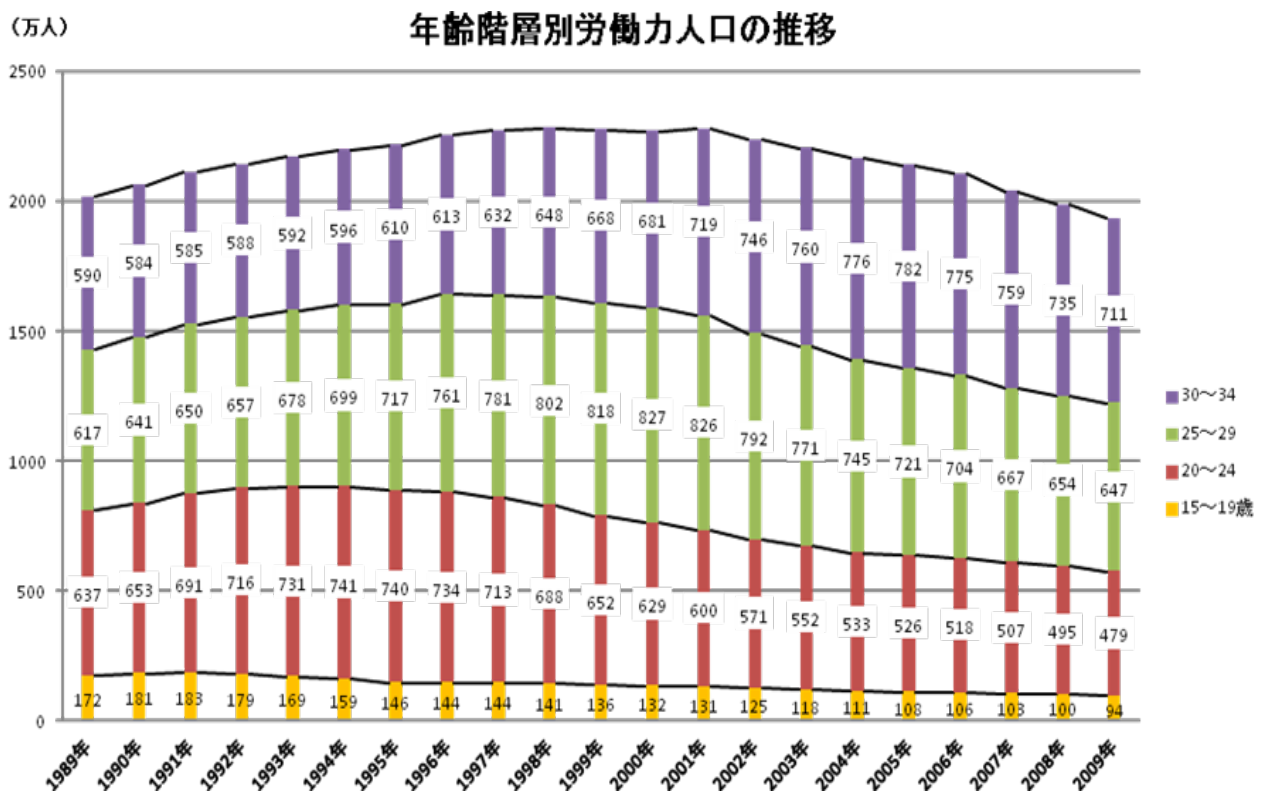
ワーク・ライフ・バランスの推進は、企業等の生産性向上、人員確保等のための経営戦略としても位置づけられるべきものであるが、こうした本来の趣旨が十分に理解されていないことが企業等の取組が進まない要因の一つになっていることも考えられることから、企業等の先進的な取組を広く周知することにより、ワーク・ライフ・バランスの取組促進を図ることが重要である。

このため、企業等の自主的な取組を基本としつつ、残業の削減や年次有給休暇の計画的付与制度の活用促進を図るためのインセンティブとなる仕組みについて検討すべきである。

### (3) 若者の就労促進

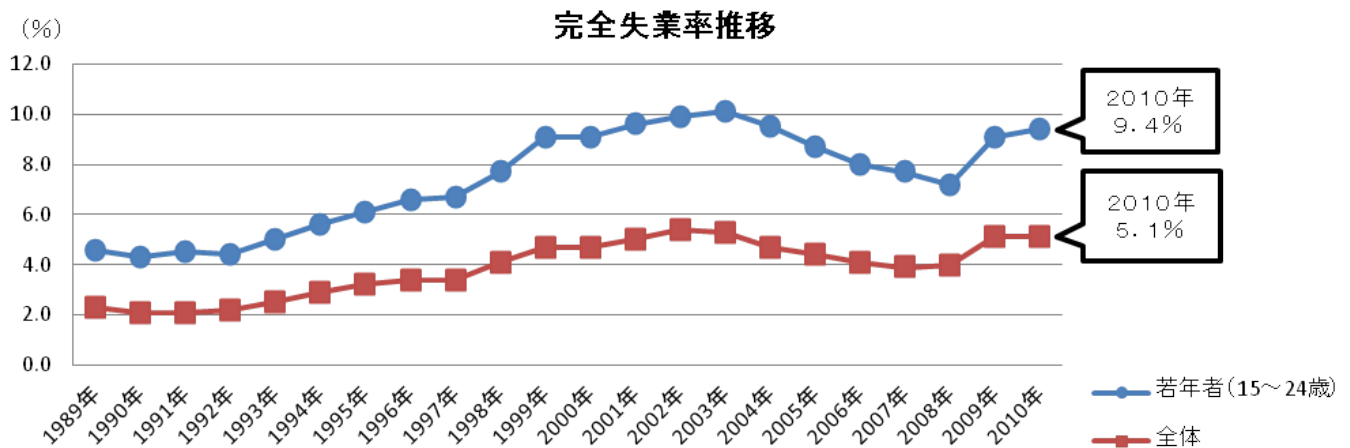
#### ①現状と課題

若年層（15歳～34歳）の労働力人口は、2000年頃をピークに大幅に減少しており、近年は、既に2000万人を割っている。



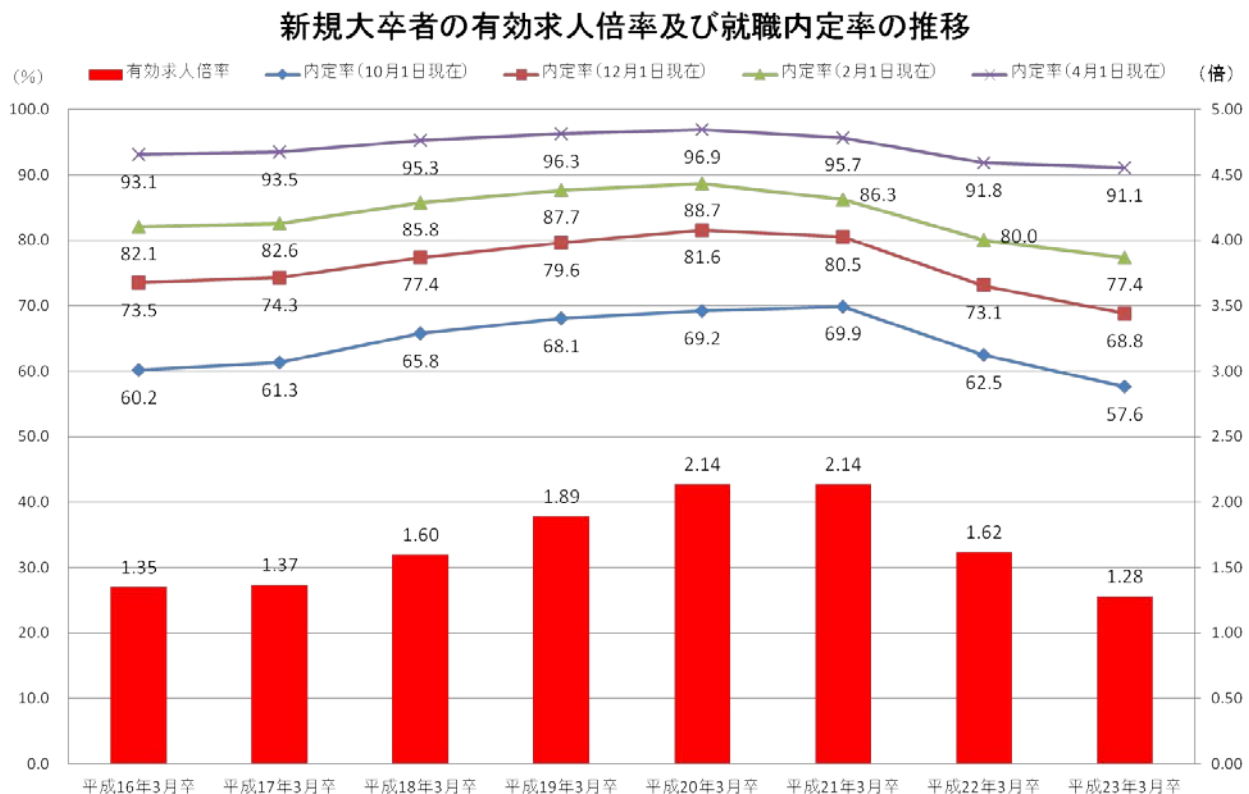
(出所) 総務省統計局「労働力調査」より作成

また、若年層は、他の年齢層に比べて、失業率が高い。



(出所) 総務省統計局「労働力調査」より作成

さらに、近年、大学生の就職状況の厳しさが社会問題となっている。

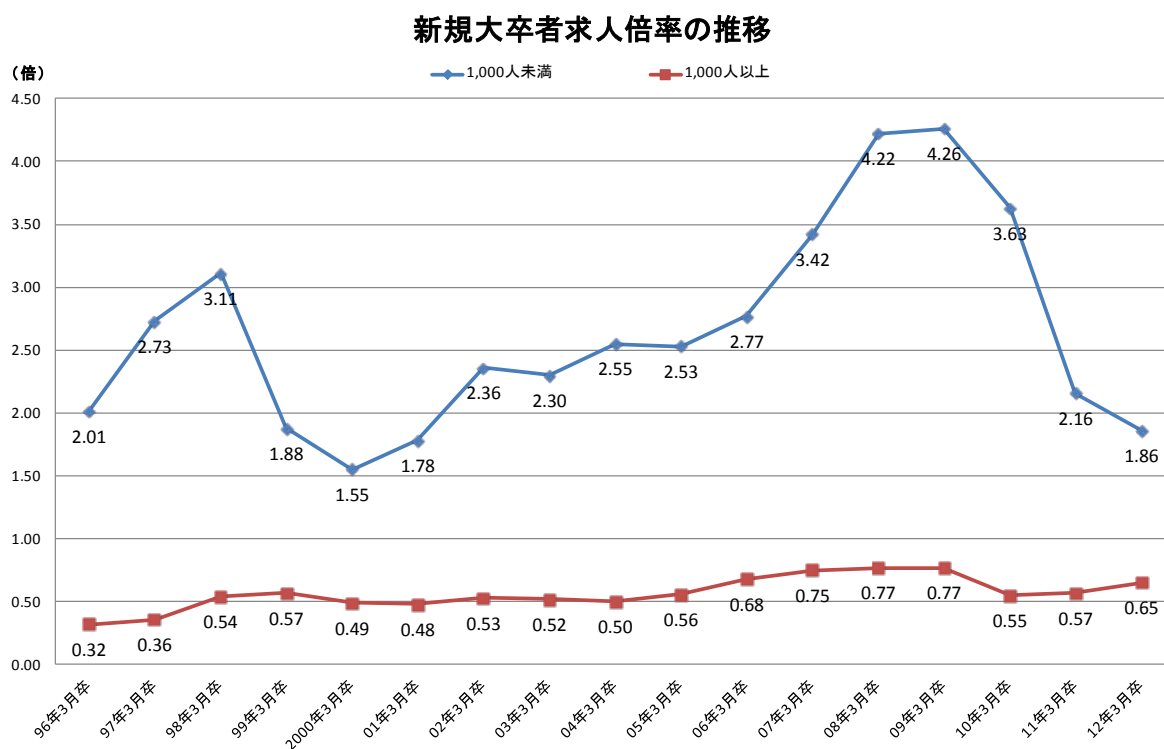


(出所) 厚生労働省「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」、リクルートワークス研究所「第28回大卒求人倍率調査」より作成



こうした就職状況の厳しさの原因の一つには、就職時において、学生の多くが過度の大企業志向になっており、採用意欲のある中小・中堅・ベンチャーなどの成長企業を希望する学生が少ないことがある。

従業員規模 1,000 名未満の中小企業においては、景気変動に関わらず、求人倍率が 1.5 倍を切ったことがなく、大企業志向の大学生との間で構造的な雇用ミスマッチが存在している。

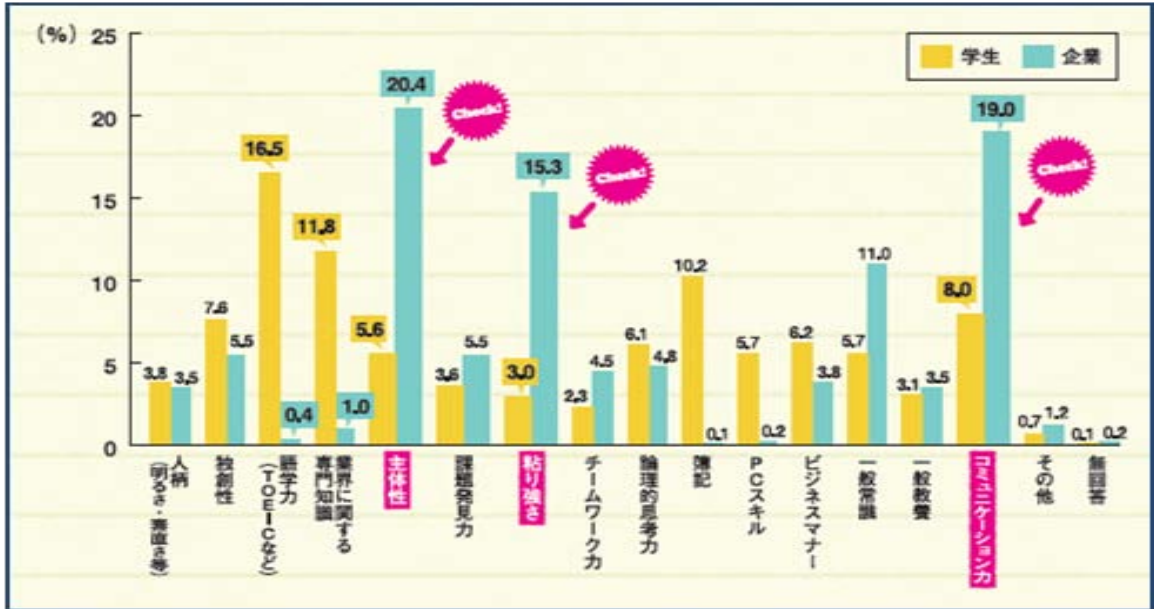


(出所) リクルートワークス研究所「第28回大卒求人倍率調査」より作成

さらに、社会に出る直前の教育機関としての大学教育には産業界から大きな期待があるが、学生の学力低下や、学生に身につけてほしい能力に関して企業との間で認識のズレなどがある。

## 学生と企業の身につけるべき能力に関するズレ

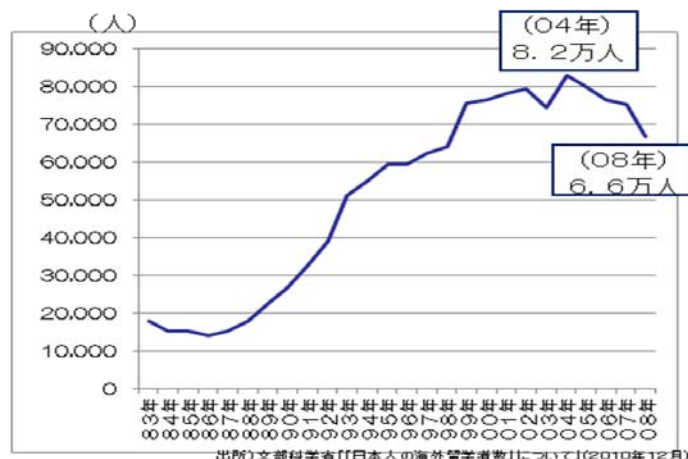
Q. 自分に不足していると思う能力は？（对学生）  
 学生に不足していると思う能力は？（对企业）



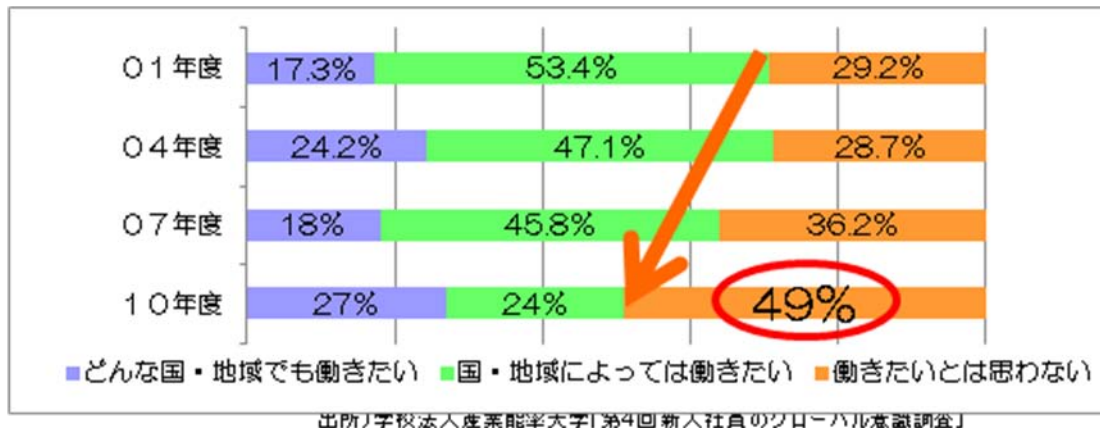
（経済産業省「大学生の『社会人観』の把握と『社会人基礎力』の認知度向上実証に関する調査」平成21年）

また、日本から海外への留学者数は、2004年の8.2万人をピークに、4年連続で減少しており、2008年実績では6.6万人となっている。新入社員のグローバル意識も内向き傾向にあり、2人に1人は「海外では働きたくない」と考えている。

（図表）日本から海外への留学生の推移

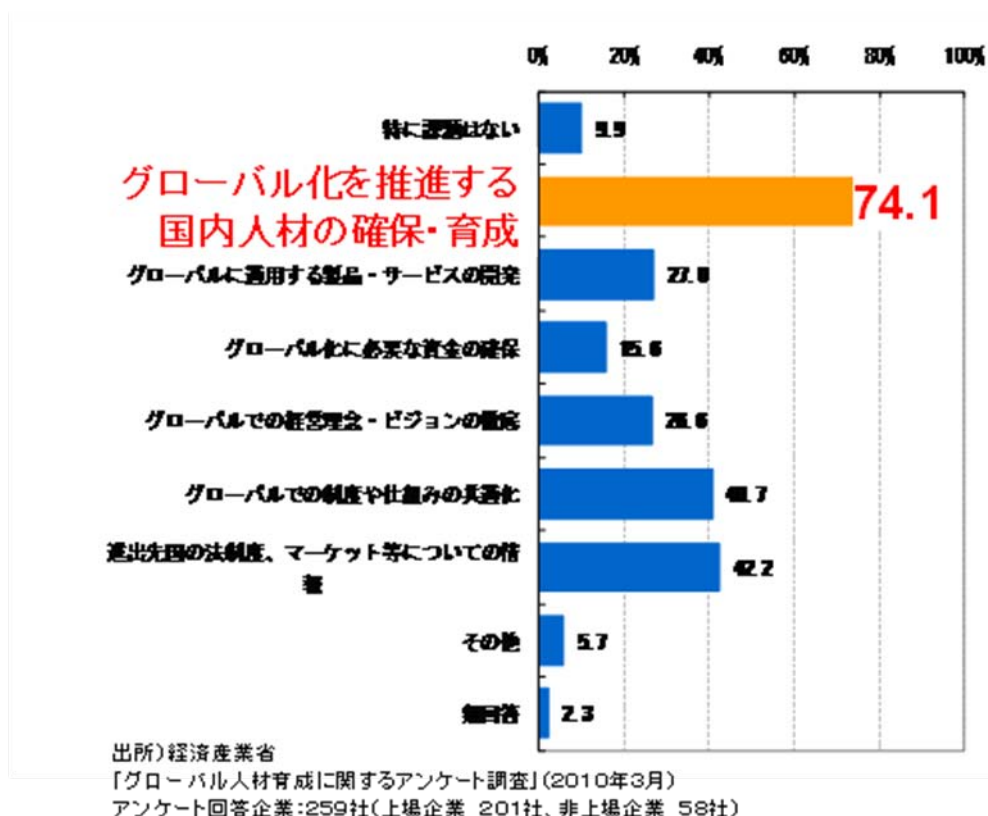


(図表) 新入社員のグローバル意識  
(海外で働きたいと思うか)



一方、日本企業の海外展開が加速する中で、海外拠点の設置・運営にあたり、約7割もの企業が「グローバル化を推進する国内人材の確保・育成」を課題としてあげおり、グローバル化への対応の面でも企業と若年層のミスマッチが生じている可能性がある。

(図表) 海外拠点の設置・運営にあたっての課題



## ②今後の方向性

### (i) 実践的な産学協働教育（コーオプ教育）

我が国の今後の働き手の中心となる若年層に対しては、採用意欲が高い成長企業への就労促進を図るため、マッチングの仕組みを確立するとともに、早期離職などを防止する観点から、成長企業で働く若手社員に対する職業訓練の充実を図ることが必要である。

特に、大学教育においては、大学生と中小企業との間の構造的なミスマッチを解消するため、大学早期から地域の成長企業との接点を増やすことが重要である。

このため、産業を支える中核的な人材を育成する観点から、欧米では既に取り組んでいる、実践的な産学協働教育（コーオプ教育）を本格的に展開すべきである。

具体的には、中小企業等において講師派遣やインターンの受入等の継続的な協力体制を整備するとともに、大学において、講座の設置、単位化、体系的なシラバスの整備を実施し、大学の授業の一環として、継続的に中小企業等の魅力が発信できる体制を整備すべきである。

## (図表) アメリカのドレクセル大学のコーオプ教育の例

- ドレクセル大学は、米国最大級のコーオプ教育を実施
- コーオプ教育に携わっている企業等は約1,500以上存在
- 現在、米国28州、海外38ヶ国で、年間4,500人の学生が参加
- 約98%以上のコーオプ教育を受けている学部学生が卒業直後に就職(2010年)

### 【就労体験関係】

- ・学生は平均週\$622の報酬を得ており、6~18ヶ月の就労体験を実施する
- ・学生は終了時に、コーオプ教育で学んだ詳細をフィードバックするとともに、自分の将来について議論する
- ・これらは大学での関連授業に反映される

### 【学生側のメリット】

- ・仕事を探す経験ができること
- ・キャリアゴールが明確になること
- ・ネットワークを構築することができること
- ・場合によっては、卒業後の初任給が上昇すること
- ・自分自身の賃金稼ぎになること

### 【企業側のメリット】

- ・スムーズに雇用者を雇うことができること
- ・イノベーションや会社内のエネルギーの源になること
- ・仕事も継続的に続けてもらえること

## ドレクセル大学(ペンシルベニア州)のカリキュラム例

(大学4年コースの場合)

	Fall	Winter	Spring	Summer
Freshman	●	●	●	◆
Sophomore	●	●	●	●
Junior	■	■	●	●
Senior	●	●	●	

● On Campus Study   ■ Co-op Experience   ◆ Vacation

(大学5年コースの場合)

	Fall	Winter	Spring	Summer
Freshman	●	●	●	◆
Sophomore	■	■	●	●
Pre-Junior	■	■	●	●
Junior	■	■	●	●
Senior	●	●	●	

● On Campus Study   ■ Co-op Experience   ◆ Vacation

## **(ii) 大学生と中小企業等とのミスマッチの解消**

中小・中堅企業と新卒者のマッチングについては、新たな民間のマッチングサービスも提供され始めていることから、こうした揺籃期のビジネスを育成し、新卒者と中小企業等のマッチングシステムを民の努力により構築していくため支援すべきである。

## **(iii) グローバル人材の育成**

企業のグローバル人材が不足する中、若者の海外志向は益々薄れていることを踏まえ、海外就業体験の促進等により、学生や企業の若手社員など若年層のグローバル化を支援すべきである。

特に、学生については、就職活動を意識して留学等の海外体験の機会を躊躇することがないように、就職活動時期の見直しや、企業の雇用慣行として「卒後3年以内の新卒扱い」、「通年採用」及び「G a p Y e a r」等の普及、定着を図るべきである。

(注) G a p Y e a r : 大学在学中や卒業後に、一定期間ボランティア活動等に取り組んだ上で社会へ出ることを奨励する社会慣行。

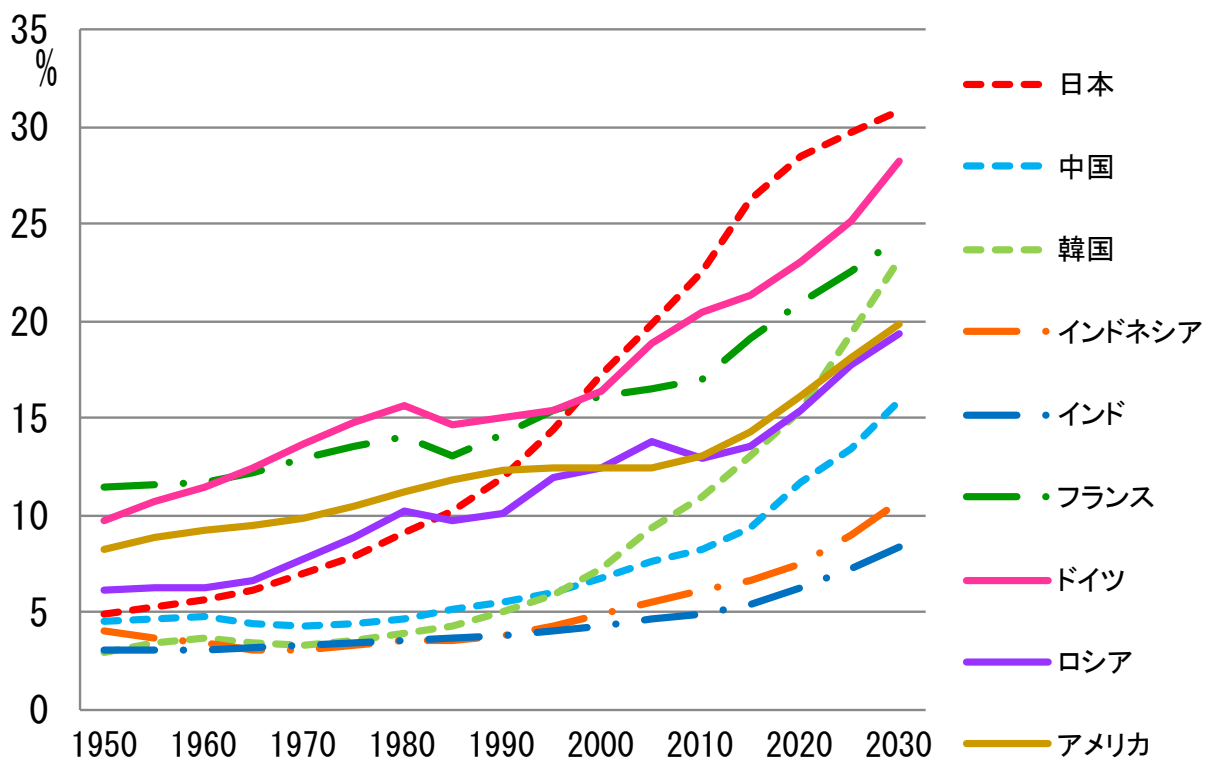
## 2. ライフ・イノベーション

### ①現状と課題

世界的な高齢化の進展や新興国における富裕層の増加により、医療関連分野は今後大きな成長が期待できる。

世界の65歳以上人口は、2050年に現在の3倍になると見込まれる。特に中国等の新興国では高齢化が進展しており、医療・介護・健康関連産業は、国内外で最も成長が期待される分野である。

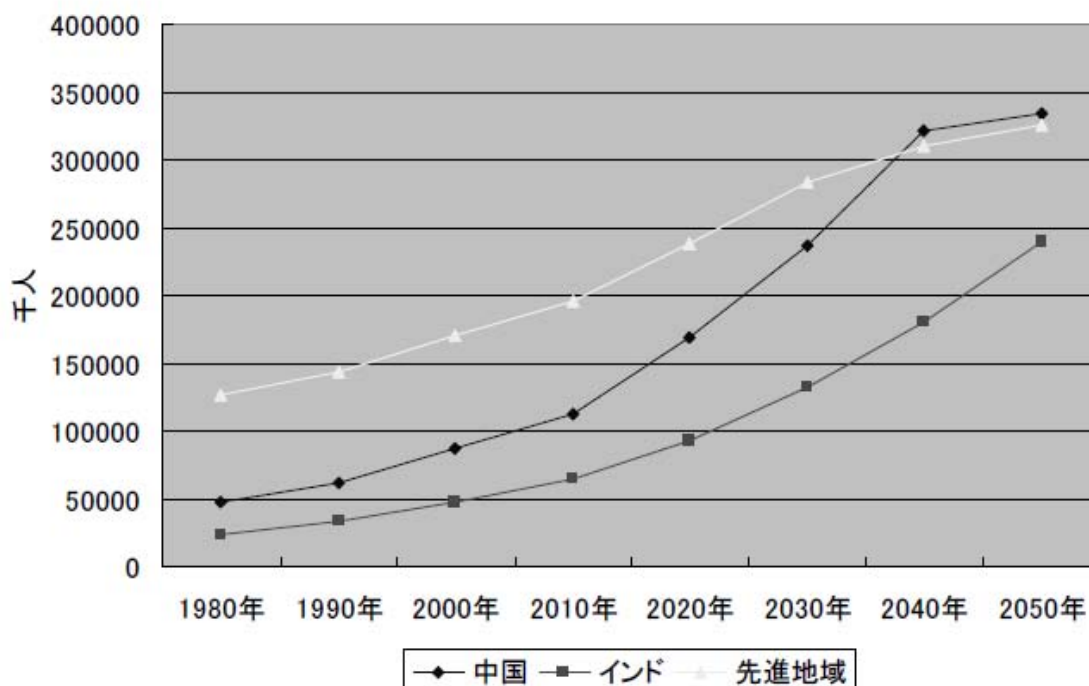
(図表) 各国の高齢化率(65歳以上人口比率)の推移



(出典) Population Division of the Department of Economic and Social Affairs of the United Nations Secretariat, World Population Prospects: The 2008 Revision,

(図表) 中国・インド・先進地域の高齢者人口予測

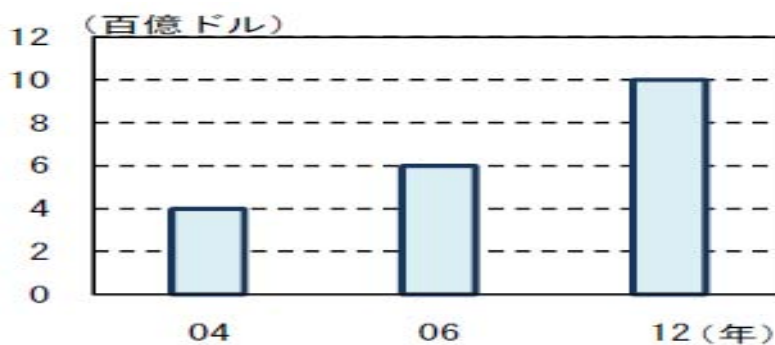
中国・インド・先進地域の高齢者人口(65歳以上)



(出典) <http://esa.un.org> 中位推計、2008-11-27

また、近年、世界的に国境を越えてより質の高い医療サービスを求めて移動する動きが拡大しており、2012年には約8兆円市場に達すると言われている。こうした動きに対応してタイやシンガポール、韓国では積極的に外国人患者の受け入れに取り組んでいる。

(図表) 医療サービスを求めて国境を越える市場の規模 (概算・予測値)



(出典) National Center for Policy Analysis “Medical Tourism: Global Competition in Health Care”

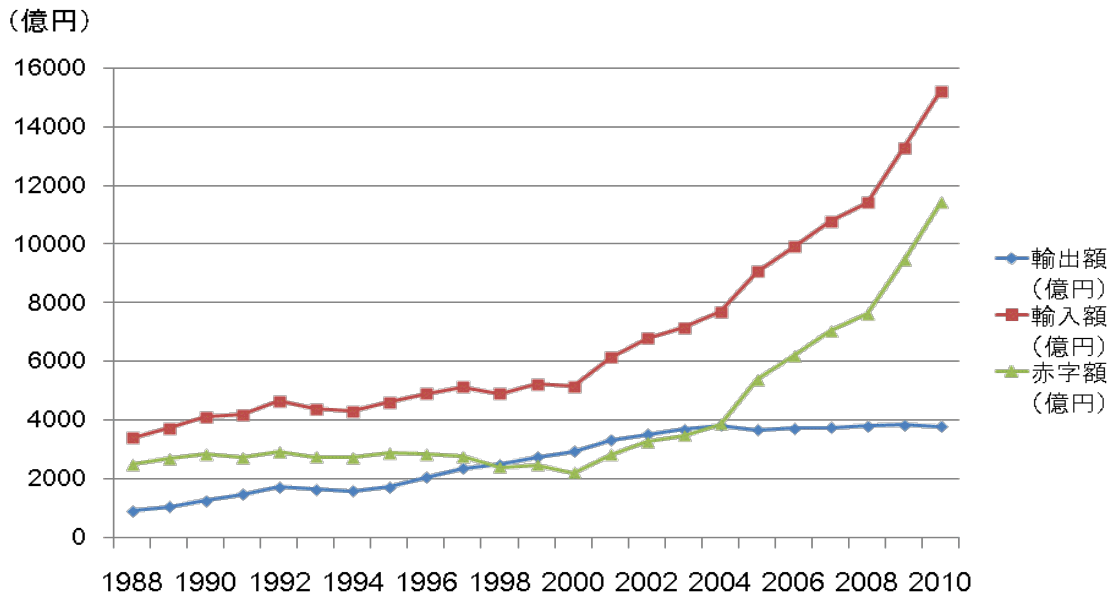


一方で、わが国の公的保険財政は逼迫しており、今後大きな成長を期待できない国内の公的保険市場に留まることなく、公的保険外市場にあたる外国人患者に対する医療サービスの提供等、海外のヘルスケア市場を活用していくことが、国際的な成長分野である医療機器・医薬品産業の成長には不可欠である。

我が国の強みは、これまで自動車産業や家電・IT産業と一体的に成長してきた部品・材料産業や、ものづくり基盤技術を担う中小企業群が存在することや、伝統的な発酵・微生物培養技術、また、iPS細胞など最先端のバイオテクノロジーでも技術競争力を有していることが挙げられる。加えて、日本式医療サービスの世界トップクラスの成果（がんや循環器系疾病に対する日本の治療技術はOECD諸国の中でも最高水準）を挙げており、こうした日本の医療サービスの有する訴求力も、我が国の強みの1つであると言える。

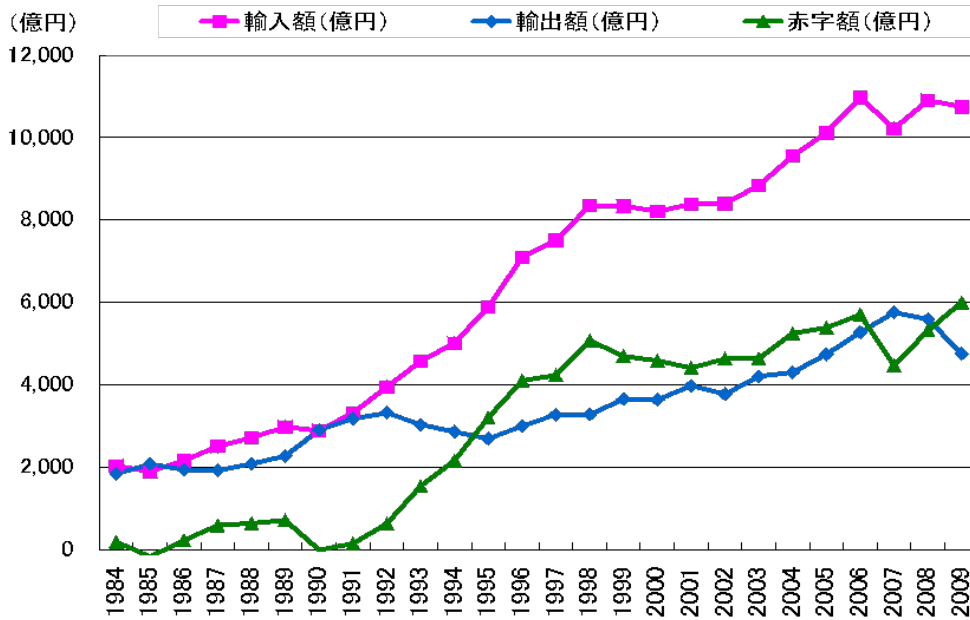
しかしながら、医療機器・薬品等の医療関連産業における我が国のプレゼンスに目を向けると、世界を席卷している医薬品・医療機器メーカーは欧米中心であり、国内市場も輸入超過で推移している。我が国が有する幹細胞やものづくり技術等が十分に活かされていないといえる。

(図表) 医薬品の輸出入額の推移



2010年度は1兆1500億円の輸入超過

(図表) 医療機器の輸出入額の推移



2010年度は6000億円の輸入超過

この理由の一つとして考えられるのは、日本国内で医薬品・医療機器の開発・実用化を進める環境の劣後である。

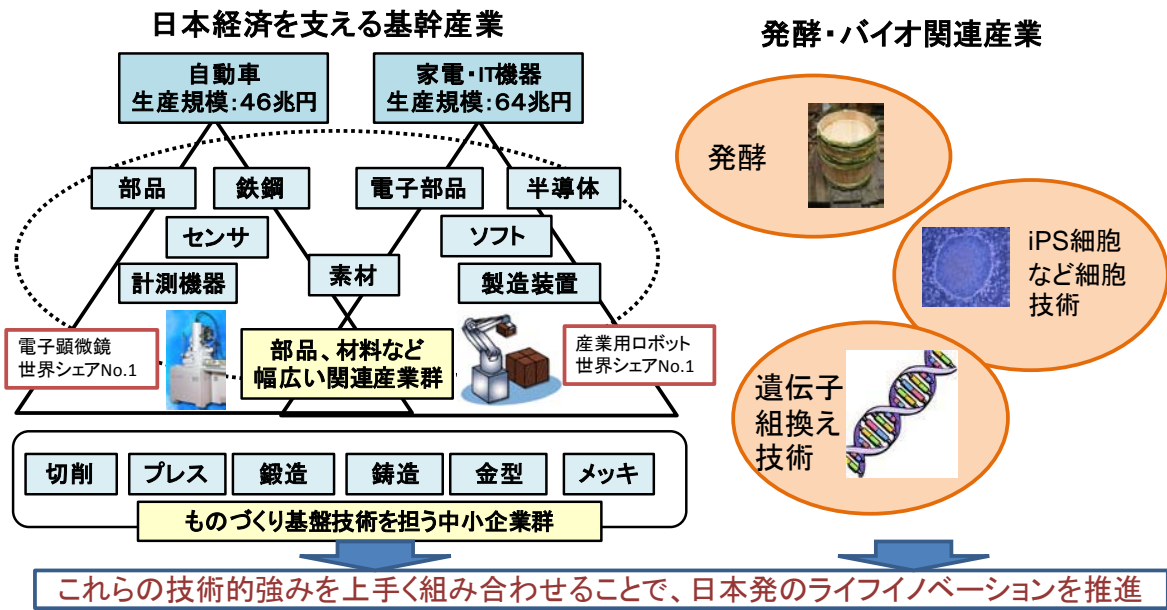
具体的には、

- ・大学の産学連携機能・起業促進機能の弱さや、ベンチャーや創薬を支える周辺産業の資金面、経営面、人材面等の問題による未発達により、大学に存在する優れた技術がスムーズに実用化につながっていないこと
- ・革新的な製品に対する審査基準が不明確であるなど薬事審査の予見可能性が低く、また審査員の不足から、審査に時間がかかること
- ・革新的なイノベーションに対する診療報酬上の評価が十分ではなく、既存製品の改善・改良に開発の重点が置かれがちであったこと等が大きな課題となっている。

また、医療関連企業の多くが安定的な我が国国内市場に留まり海外展開に遅れたこと、訴訟リスク等の観点から異業種の参入が遅れたこともその原因の一つであると考えられる。

これらの研究開発環境における課題の解決に取り組むとともに、我が国ものづくりの技術力と日本式医療サービスを有効に組み合わせることで、日本発の革新的な医薬品、医療・福祉機器等を創出し、海外展開を促進する上で、こうした日本の強みを活かし、上手く組み合わせるライフ・イノベーションを推進していくことが今後必要である。

(図表) 革新的な医薬品、医療機器等を創出する我が国の強み



## ②今後の方向性

### (i) 医療・医薬品・医療機器産業等の研究開発・治験環境の整備

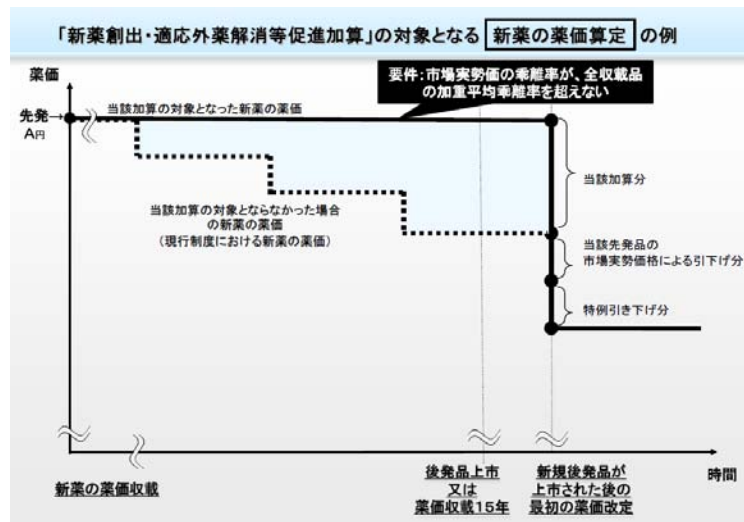
今後の成長産業である医薬品・医療機器産業については、民間企業等による研究・治験環境を整備することにより、高度化及び輸出産業化を推進すべきである。

このため、保険外併用療養費制度における先進医療及び施設基準の緩和や、医薬品・医療機器の承認審査の迅速化、研究開発促進税制の推進等を図ることにより、ドラッグ・ラグやデバイス・ラグを解消すべきである。

また、医薬品については、治療効果を非連続に高めるような革新的なイノベーションを加速するためには、診療報酬上での十分な評価が不可欠である。2010年4月より試行的に「新薬創出・適応外薬等促進加算(※)」が導入されているが、こうした取組を恒常的なものにしていくとともに、費用対効果分析の活用等を検討していく必要がある。

#### ※「新薬創出・適応外薬等促進加算」

- ・革新的な新薬の創出や適応外薬の開発等を目的に、後発品のない新薬で値引率の小さいものに一定率までの加算を行い、実質的に薬価を維持。
- ・加算の条件としては、厚生労働省が開発要請する適応外薬の開発等を実行すること。
- ・後発品が上市された後は、薬価からそれまでの加算分を一括して引き下げる。



さらに、医療現場のニーズを踏まえ、再生医療や個別化医療等の研究開発の促進を通じて、従来治療困難だった疾患で積極的にイノベーションを実現すべきである。

まず、再生医療の産業化を実現するため、幹細胞の培養や品質管理等、産業基盤となる技術の確立に向けた研究開発を進めるとともに、関連企業の連携体制の構築等を通じて技術の国際標準化を推進し、再生医療市場における国際競争力の強化を図るべきである。また、再生医療製品の薬事審査ガイドラインの整備を進め、実用化を制度面からも支援していくべきである。

また、医薬品の効果・副作用を個々の患者毎に遺伝子検査などで判定する「個別化医療」を通じて、無駄な投薬を削減し、医療の生産性・効率化を図るべきである。このため、医療機関と企業が連携して研究を行える基盤を整備するとともに、診断薬と治療薬をセットにした薬事審査や治験のあり方を検討すべきである。

なお、バイオベンチャーが、このような大学や国立研究所等に存在する優れた研究成果をライフ・イノベーションへと繋げ、研究成果を実用化に近い段階まで「育て、育成する」重要な機能を果たすが、我が国では近年起業数が激減している。優れた技術が埋没することのないよう、起業の再活性化を図るべきである。

## (ii) ものづくり技術を活かした医療機器関連産業の競争力強化

我が国のロボット技術を活かし、今後ニーズ拡大が見込まれる、介護労働者等の負担軽減、要介護者の自立や移動を支援する、生活・福祉分野におけるロボットの実用化を推進すべきである。

介護・福祉ロボットの実用化を促進するため、多数の住民協力の下、大規模にビジネスモデルの実証を行い、社会システムとしての有用性を実証すべきである。

生活支援ロボットは人との接触度が高いことから、一層の安全性確保が必須のため、「安全基準案」を策定するとともに、「安全性検証手法」を確立し、「国際標準化」を目指すべきである。

さらに、ロボットが人間と一緒に活動するため、工場等における人とロボットの協調作業や、公道におけるロボットの走行について、必要な規制見直しを実施すべきである。

また、優れた「ものづくり技術」を有する中小企業の医療分野へ新規参入を促進するため医療機関との連携を支援し、医療現場の課題解決に資する医療機器の開発改良を促進すべきである。

現在、医療機器製造販売業の許可を取得するためには、薬事法において、3年間の実務経験を有する現場責任者の雇用が要件となっており、新規参入の大きな障害の一つとなっていることから、成長産業である医療機器分野への企業進出を促進するためには、規制の緩和をすべきである。

さらに、がんの超早期診断・治療等を総合的に推進する最先端医療

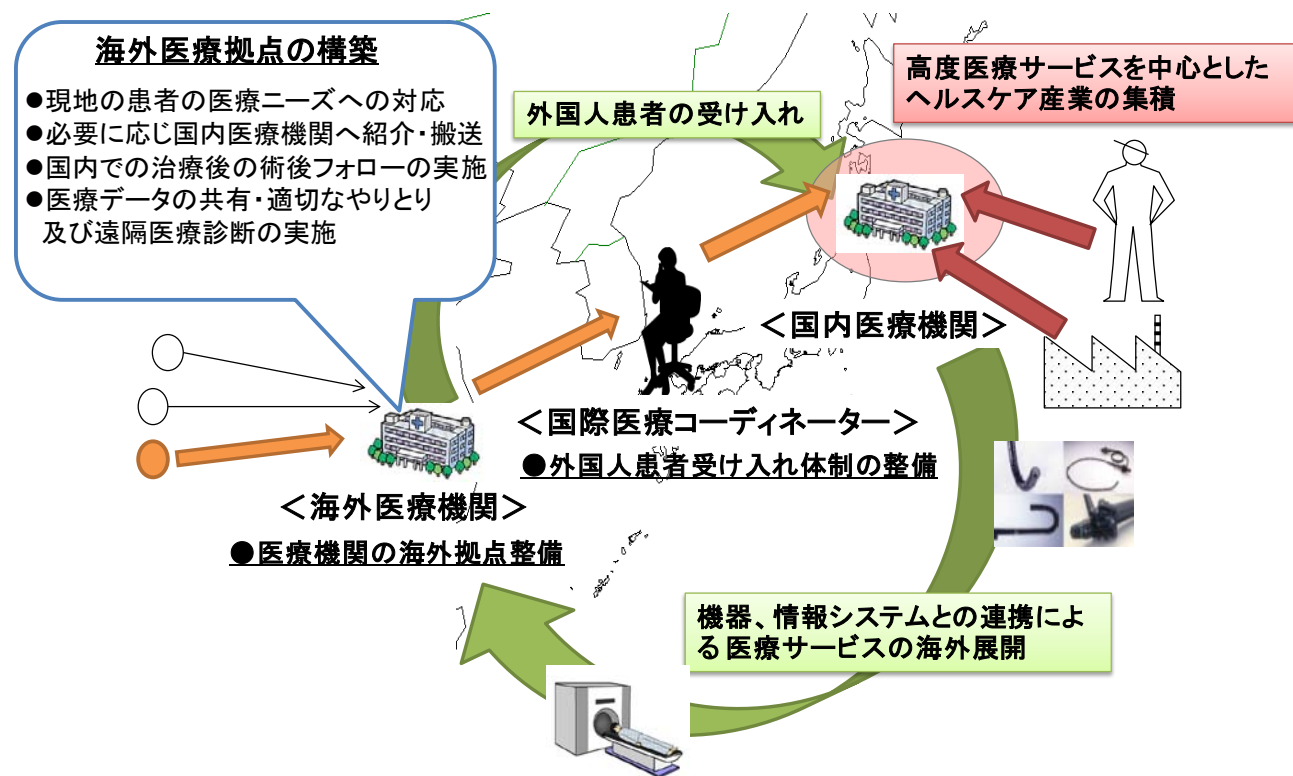
機器の開発を支援することにより、患者の生活の質の向上を図るとともに、我が国医療機器産業の競争力強化を図るべきである。

### (iii) 国際医療ネットワーク構築によるヘルスケア産業の活性化

日本の医療サービスは海外で高く評価されており、こうした海外の需要に応えるため、海外における医療拠点の整備と国内への外国人患者受け入れ体制の整備を通じた、シームレスな国際医療ネットワークを構築すべきである。

医療サービスの海外展開を行う際には、日本の医療サービスと医療機器等がシステムとして一体となった体制を整えることで、機器市場の拡大を実現するとともに、国際的に競争力のあるサービス提供を可能とすべきである。

(図表) シームレスな国際医療ネットワーク構築によるヘルスケア産業の活性化





### 3. シルバー・イノベーション

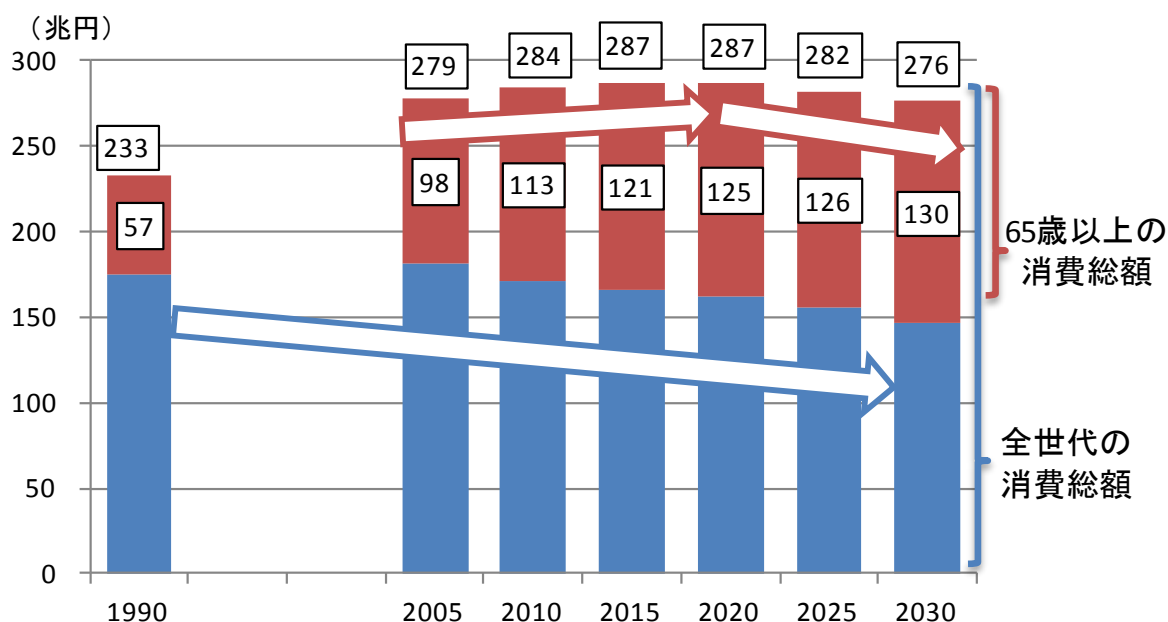
#### (1) 高齢者の消費活性化

##### ①現状と課題

高齢人口の増加に伴って、高齢者の消費が増加を続けている。

高齢者の消費額は1990年に33兆円であったが、2005年には58兆円まで拡大した。また、全世代の消費に占める高齢者の消費の割合も、1990年の24.6%から2005年に35.2%と急速に拡大している。今後、全世代の消費は横ばい、もしくはやや低迷していくことが見込まれているが、高齢者消費は拡大していく可能性が大きい。

(図表) 高齢市場の推移と将来見通し



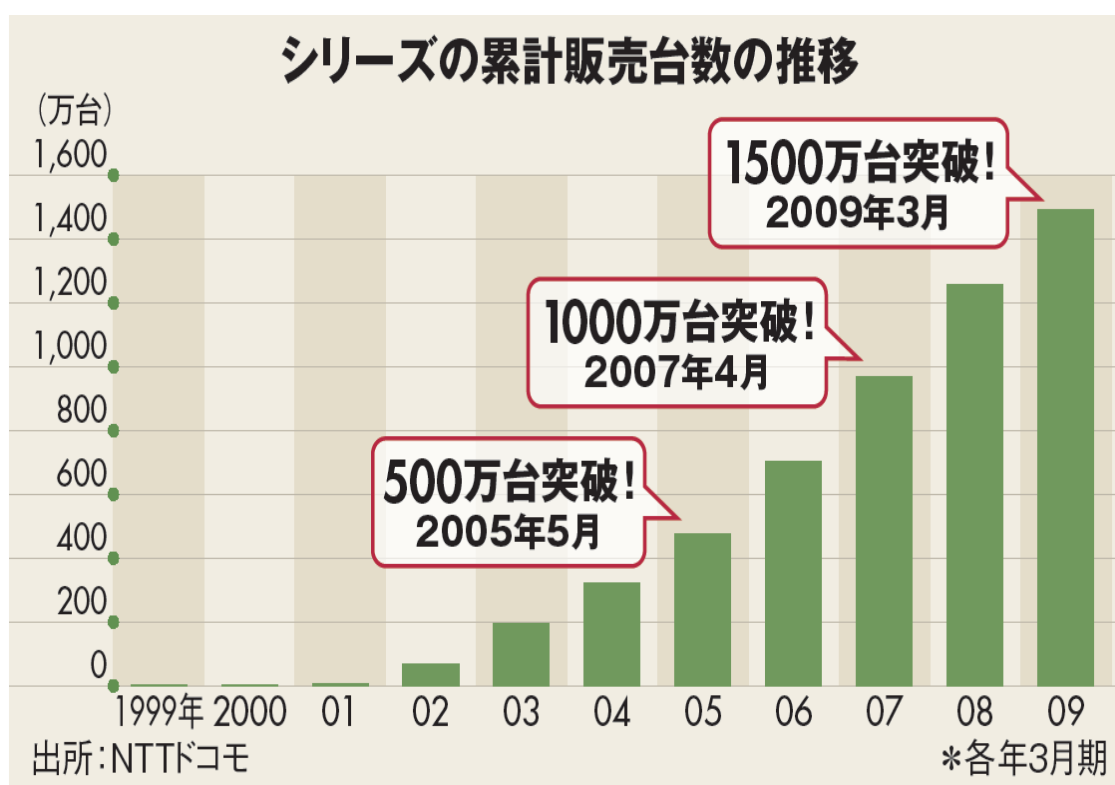
(出所) ニッセイ基礎研究所、内閣府「国民経済計算」

(注) ニッセイ基礎研究所の試算値を「国民経済計算」の国内家計消費支出に一致するように補正したもの。2005～2030年の「家計消費に占める60歳以上消費割合」は、60歳以上人口を居住スタイル別(a 単身・b 夫婦のみ・c その他)に分けた上でそれぞれの人口(a・b・c)にそれぞれの平均消

費支出額を乗じた合計額と、一般世帯数に年間消費支出額を乗じた額との割合を示したものの。それぞれの年間消費支出額は、総務省統計局・全国消費実態調査（平成16年：直近判明分）にもとづく。算出根拠の居住スタイル別の平均消費支出年額は、60歳以上単身188万円、夫婦のみ（＝夫65歳以上・妻60歳以上世帯の数値・1人あたり）156万円、その他世帯：172万円。1990年の「家計消費に占める60歳以上消費割合」は、60歳以上人口に60歳以上平均消費支出年額153万円（1人あたり：推計値）を乗じた額と、一般世帯数に年間消費支出額を乗じた額との割合を示している。

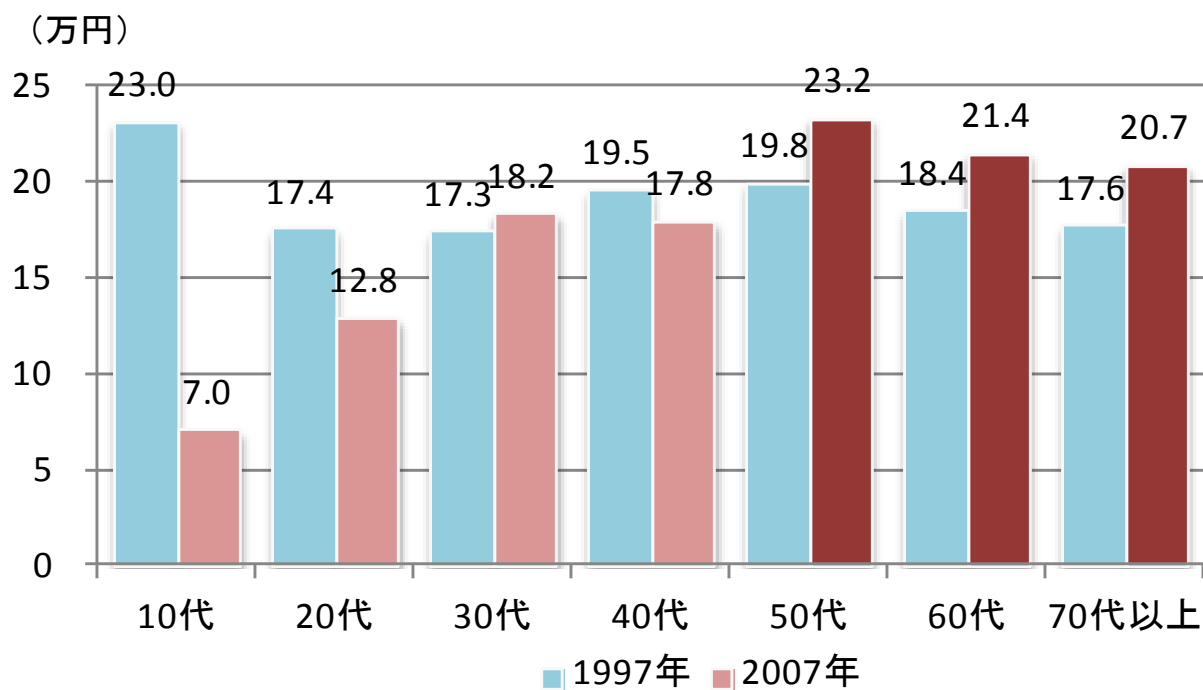
高齢者市場の規模は非常に大きい。例えば、高齢者向け携帯電話「らくらくホン」は年間平均250万台程度が販売されており、代表的なスマートフォンである「iPhone」（2009年度：169万台、2010年度：323万台、MM総研試算）に匹敵する市場規模となっている。

（図表）らくらくホンの販売台数の推移



また観光・行楽消費を年齢別にみると、50代以上の観光・行楽消費は近年増加傾向にある。

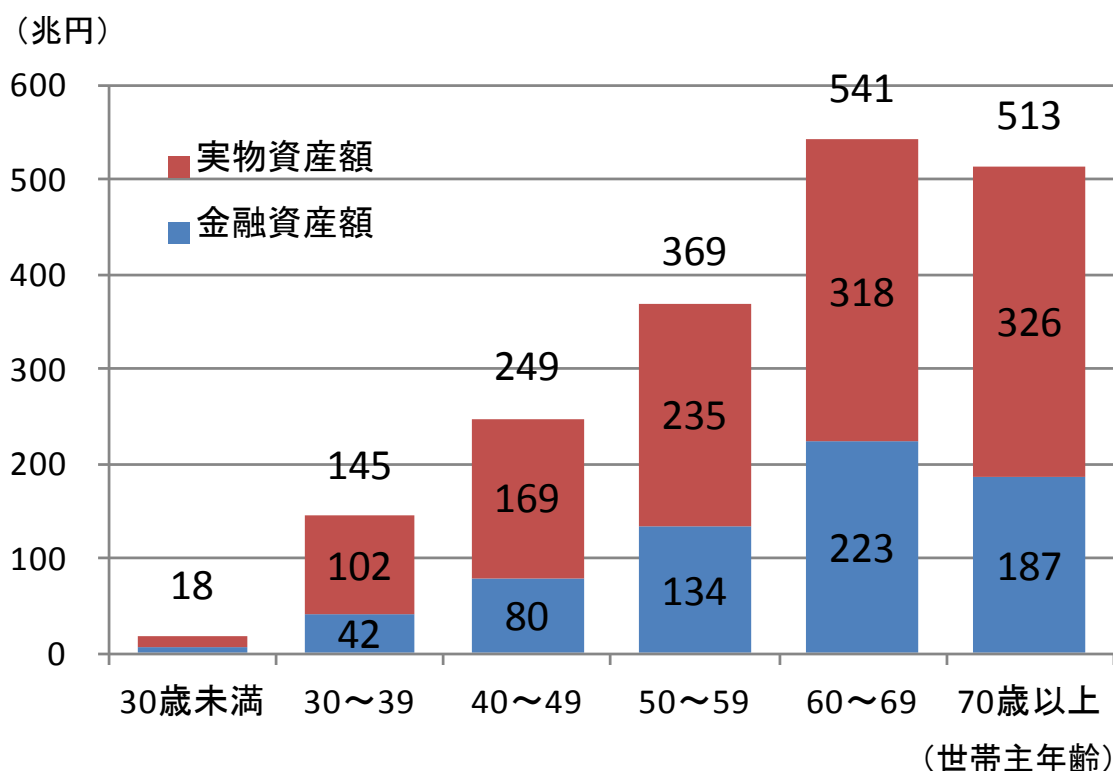
(図表) 年代別の一人当たり年間平均観光・行楽消費



(出所) 社会経済生産性本部「レジャー白書 2008」

さらに、高齢世帯が保有する実物資産・金融資産は1000兆円を超えている。これは、実物資産の55%、金融資産の61%を高齢世帯が保有していることを示しており、消費市場における高齢者消費の潜在力は大きい。

(図表) 世帯主年齢別の資産保有額



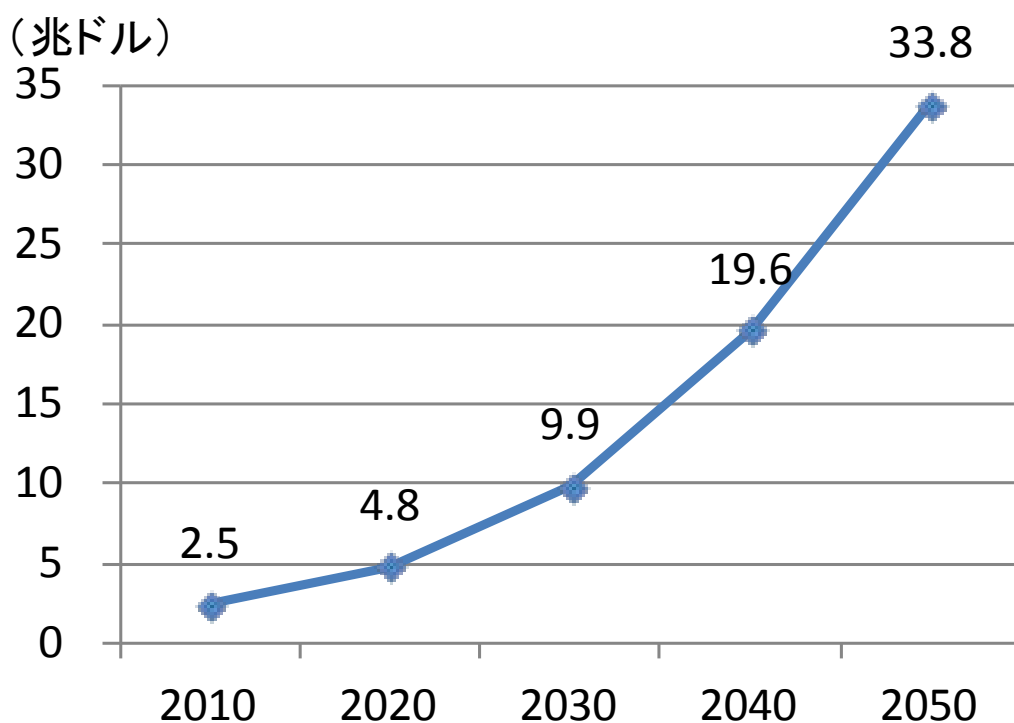
(出所) 総務省「平成21年全国消費実態調査」

(注) 総世帯の集計値。総実物資産は純資産(家屋の減耗を加味したもの)。

世界的に見ても、高齢者市場(シルバー・マーケット)は急速な拡大が予測されている。先進諸国に加え、新興国においても高齢化が加速することに伴い、アメリカ・中国・インド・ブラジルにおける高齢者市場は、2050年までに10倍以上に拡大することが見込まれている。高齢者市場(シルバー・マーケット)は、世界経済の2倍のスピードで成長する可能性がある。

企業としては、日本を高齢者市場のテストマーケットに位置づけ、日本における高齢者向けの商品・サービスを、海外に積極的に売り込んでいくことが必要である。

(図表) アメリカ・中国・インド・ブラジルの高齢者市場拡大予測



(出所) Goldman Sachs (2007) “The N-11: More Than an Acronym”、United Nations “World Population Prospects: The 2008 Revision”

(注) ゴールドマンサックスの世界 GDP 予測に、各国の高齢化率 (65 歳以上人口比率) を乗じて機械的に試算。

**【新興国の高齢化率 (65 歳以上人口比率、2010→2050年)】**

中国: 8.2% → 23.3%

インド: 4.9% → 13.7%

ブラジル: 6.9% → 22.5%

(出所) United Nations “World Population Prospects: The 2008 Revision”

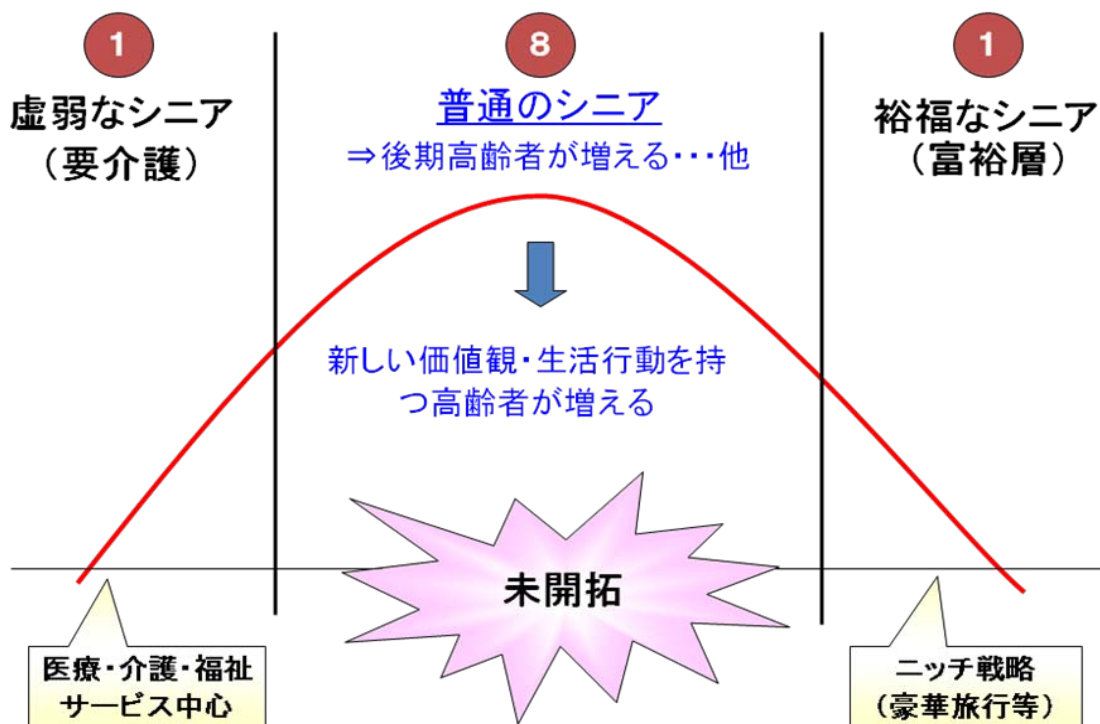
今後、生産年齢人口の大幅な減少が見込まれる中で、我が国の消費を下支えしていくためには、豊富な資産を有する高齢者の消費活性化が重要である。

他方、現状では、高齢者市場（シルバー・マーケット）は大きな潜在的な可能性を持ちつつも、高齢者のニーズに合致した商品やサービスが十分に供給されているとは言い難い状況にある。

こうした高齢者市場の未成熟の理由の一つには、普通の高齢者の真の実態が正しく理解されていないことがある。

これまでは、虚弱な高齢者を対象とした医療・介護・福祉サービスや、富裕な高齢者を対象としたサービス等が注目されてきたが、いずれも高齢者市場の約1割程度に過ぎず、約8割を占める普通の高齢者が求める商品やサービスを提供していくことが重要である。

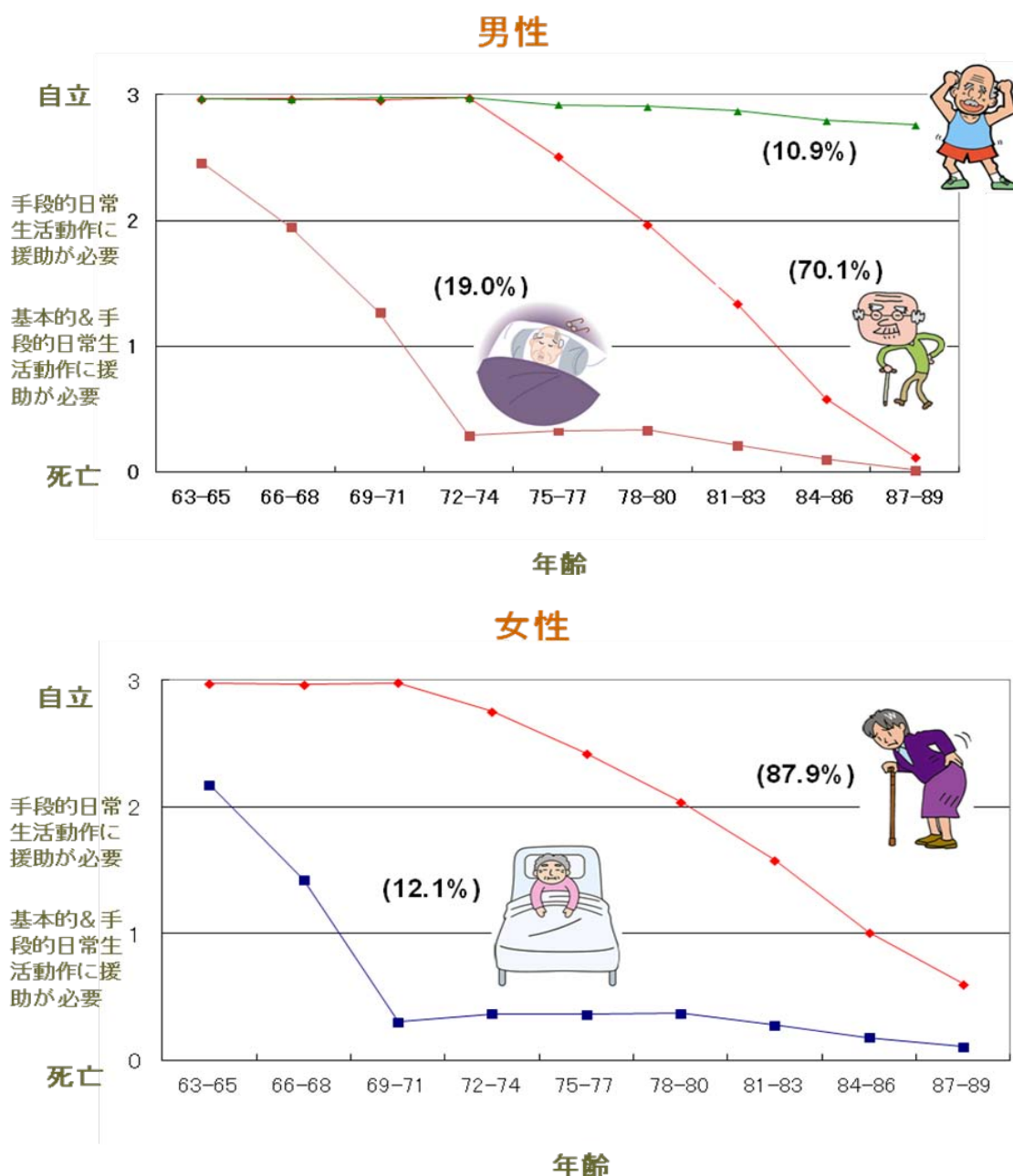
(図表) 高齢者市場のイメージ



(出所) 第4回産業構造審議会基本政策部会への秋山委員提出資料より。

実際、全国の高齢者の健康状態を20年間追跡した研究によると、8割近くの高齢者は70台半ばまでは自立して生活し、その後、緩やかに支援や介護が必要な状態に移行することが明らかにされており、こうしたエイジング過程にある高齢者のニーズに合った商品やサービスの提供が必要である。

(図表) 全国高齢者の20年間の追跡結果



(出所) 第4回産業構造審議会基本政策部会への秋山委員提出資料より。



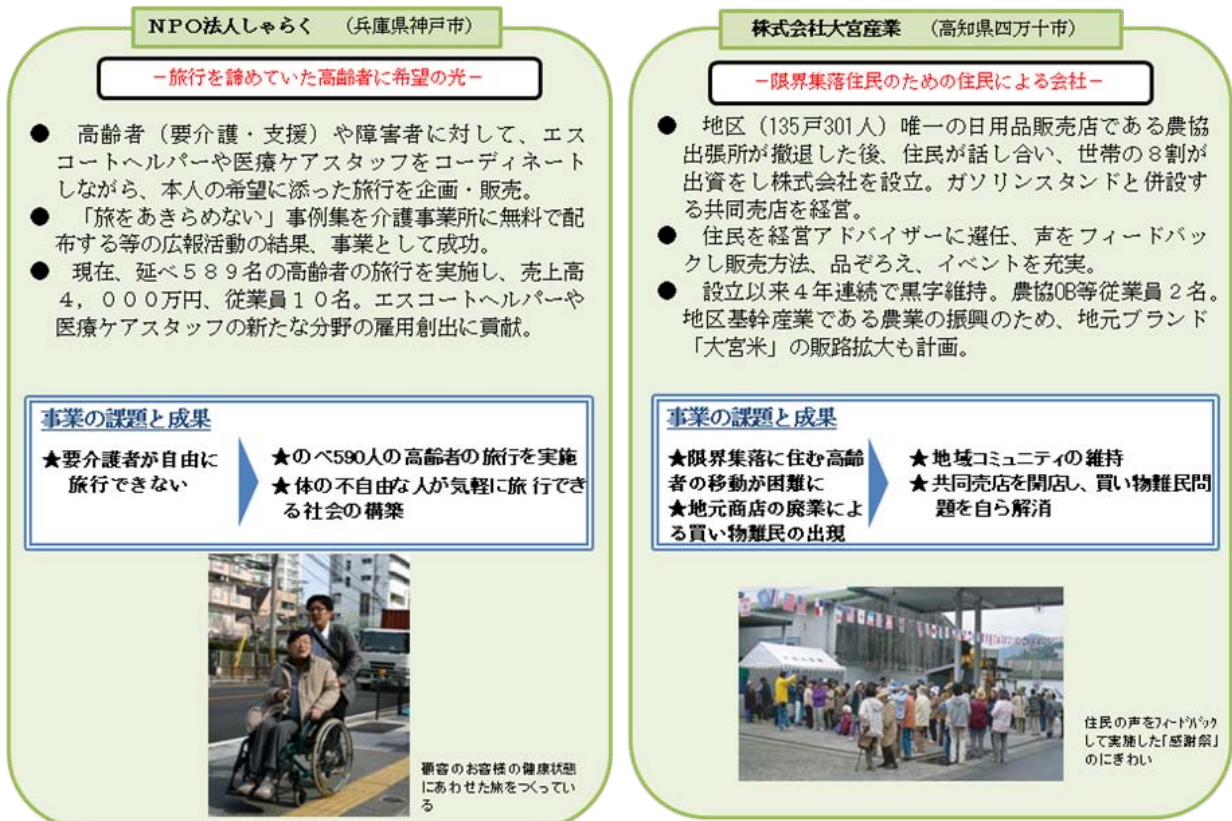
## ②今後の方向性

### (i) 高齢者向けの新商品・新サービスの普及

高齢者にやさしい機器やサービスの開発を支援することで、身体機能が低下しても、その人が求める生活の質が保たれ、いくつになってもどのような状態であっても安心して希望が持て、快適で豊かな暮らしを送ることを可能とすべきである。

まず、近年、様々な社会的課題についてビジネスを通じて解決を目指すソーシャルビジネスが活発化しているが、今後、高齢者への対応の必要性が高まっていくことを鑑み、先進的な高齢者向けサービスを行うソーシャルビジネス事業者等のノウハウを他事業者へ移転し普及する取組を支援すべきである。

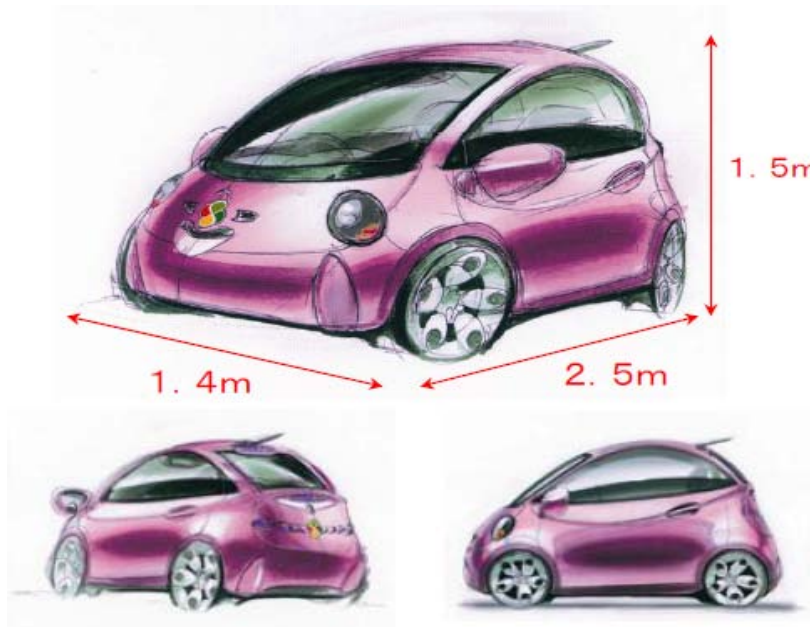
### (図表) 高齢者向けサービスを提供するソーシャルビジネスの例





また、高齢者ニーズにも対応し得る運転支援のための予防安全技術や近距離移動に適した小型モビリティについて、安全基準の検討や実証実験等を推進しつつ、その更なる開発・普及を加速すべきである。

(図表) 高齢者にやさしい自動車のイメージ



- ①小回りが利いて運転しやすい車両
- ②コンセプトの支援機能の中で特に高齢者の要望が高い機能
- ③高齢者に魅力的な車体デザイン  
(高齢者にやさしい自動車の車体デザインコンテスト最優秀作品)

**支 援 機 能**

(事故防止機能)

1. 交差点で死角から接近する側方車を知らせる機能
2. 右折先の横断歩道を通行する自転車や歩行者の存在を知らせる機能
3. アクセルとブレーキの踏み間違いを感知し、自動で止まる機能

(運転能力向上機能)

1. 楽な姿勢でバックの運転ができ、ぶつかりそうになると自動で止まる機能
2. 夜間に対向車のライトによるまぶしさを防止する機能
3. 夜間や雨の日、トンネルに入ったときでも周囲を見やすくする機能

(出所) 高齢者にやさしい自動車開発推進知事連合資料

さらに、高齢者等のニーズに合致した商品やサービスを供給するため、民間企業等の優れた創意工夫ある福祉機器の開発を支援すべきである。

また、急速に高齢化を迎える他のアジア諸国の活力を取り込むため、福祉機器の国際標準化を推進すべきである。具体的には、国内で開発する JIS 原案を基に、北東アジア（日本、中国、韓国）標準協力フォーラムの場を活用して、座位変換機能付き車いす、体位変換用具、据置形手すり等の高齢者介護用品の国際標準化を推進し、海外市場における我が国の福祉用具産業の競争力を強化すべきである。

(図表) 国際標準化を目指す福祉機器の例

【座位変換機能付き車いす】



リクライニングは背部のみ角度が変わり座面は水平。  
ティルティングは座面と背もたれ共角度が変わる。

【体位変換用具】



少ない力で体を動かす  
床ずれ防止を行う。

【据置形手すり】



転倒防止や移動補助を行う。

【シルバーカー】



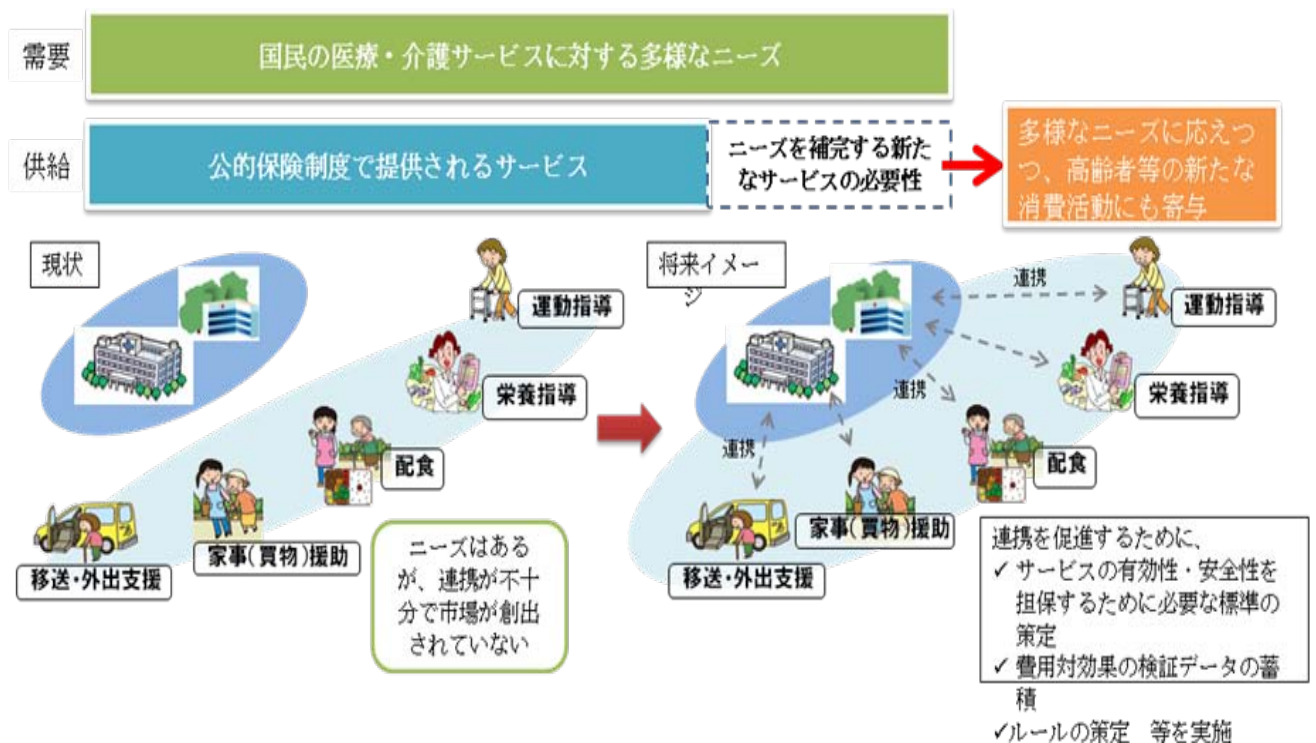
外出の際に歩行の補助や品物の  
運搬及び休憩に用いる。

## (ii) 医療・介護等関連分野の新サービスの創出・IT化

高齢化や生活習慣病の増大に伴い、予防・リハビリなどサービスの需要が多様化していることに鑑み、公的保険外で新たなサービスの創出を図るとともに、医療におけるIT活用を促進すべきである。

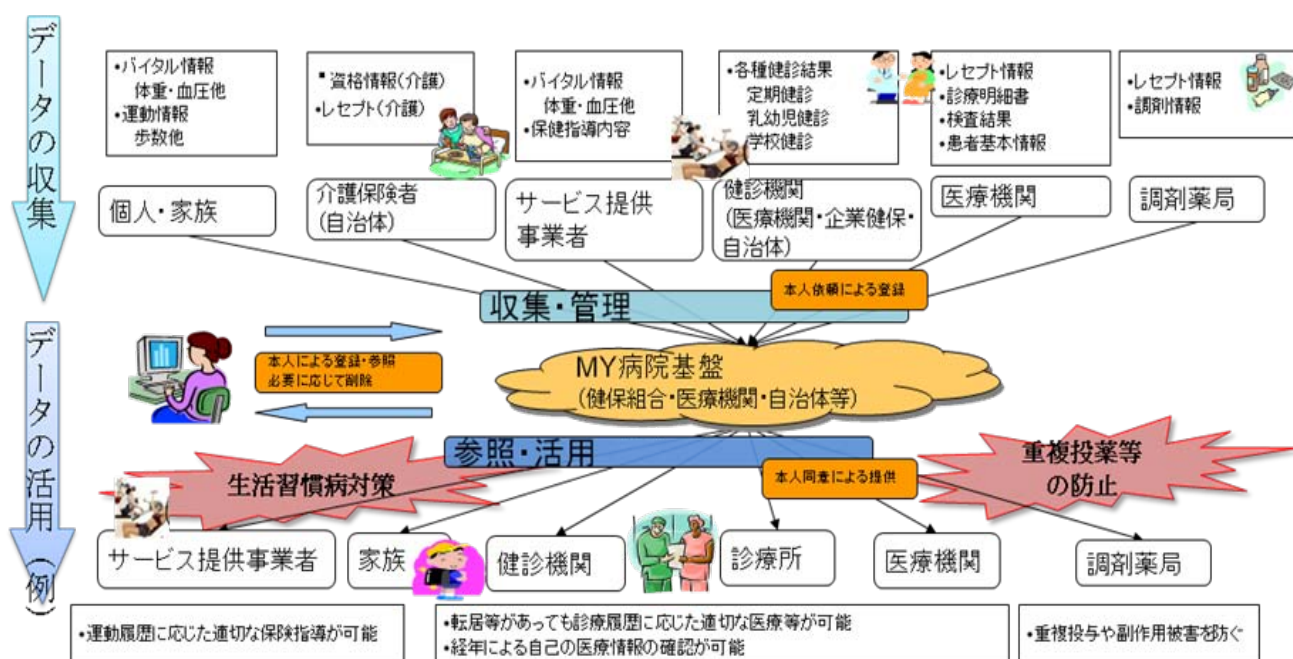
まず、公的保険がカバーすべき範囲・役割を明確化し、公的保険では十分に応えることができていない多様なニーズに自由な発想で対応しつつ、高齢者などの新たな消費活動にもつながる、公的保険に依存しない医療介護周辺サービス（医療生活産業）を創出することが重要である。そのためには、新たなサービスの有効性や安全性を担保するために必要な標準の策定や医療機関と民間事業者の連携のルール策定、サービスによる効果の検証データの収集・分析等を実施すべきである。

(図表) 医療介護周辺サービスのイメージ



また、IT活用により、すべての国民が地域を問わず、質の高い医療サービスを受けられる社会の構築に向けて「どこでもMY病院構想」や、「シームレスな地域連携医療」の実現に向けた実証事業を推進すべきである。また、実証事業を通じて、医療・健康情報を共有する際のルールやガイドラインを作成すべきである。

(図表) どこでもMY病院構想のイメージ





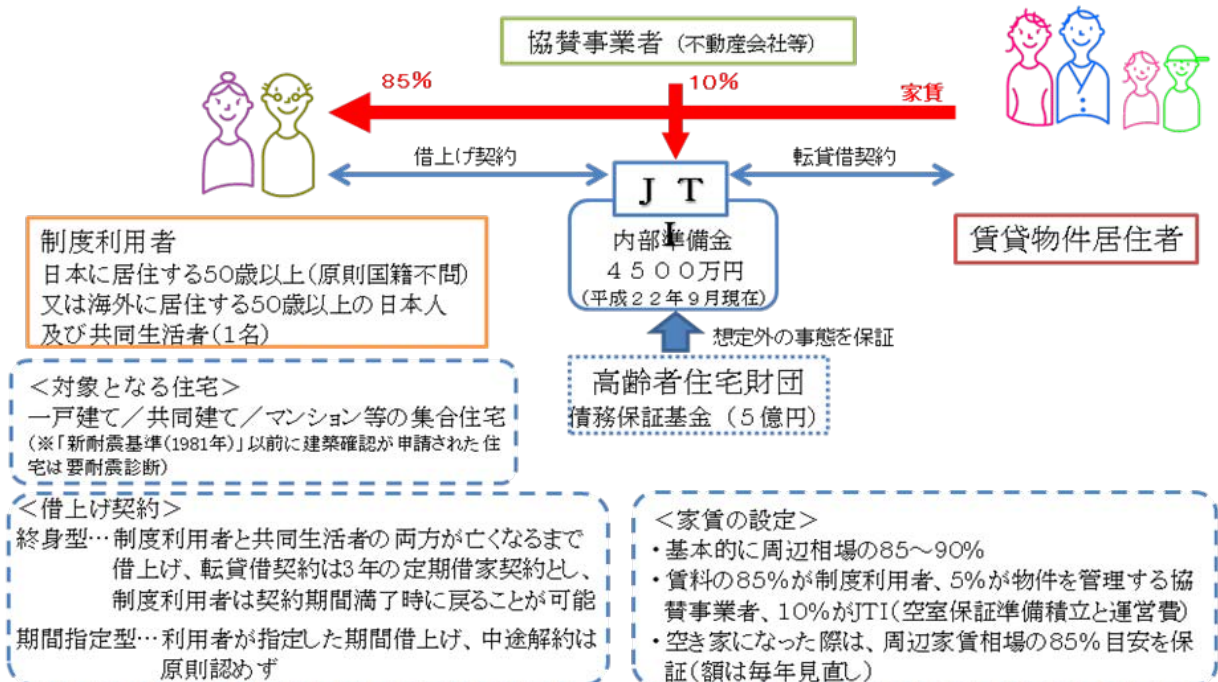
### (iii) 高齢者の消費力を高める政策

高齢者が有する豊富な資産の活用を促進することで、高齢者の消費を活性化し、高齢化に対応した新たな産業を育成することが重要である。

このため、自宅を担保として一定金額を毎年借り入れ、死亡時に自宅を売却し負債を返済するリバースモーゲージ制度の利用を促進すべきである。

また、子供の独立等を契機として、より小型の住居に住み替え、空いたマイホームを賃貸し、その賃料を生活収入とするライフスタイルへのニーズが増加している。このため、マイホームの耐震補強等に要する初期費用に対する支援を検討すること等により、移住・住みかえ支援機構（J T I）や企業のマイホーム借り上げ制度の利用を促進すべきである。

(図表) マイホーム借り上げ制度の概要

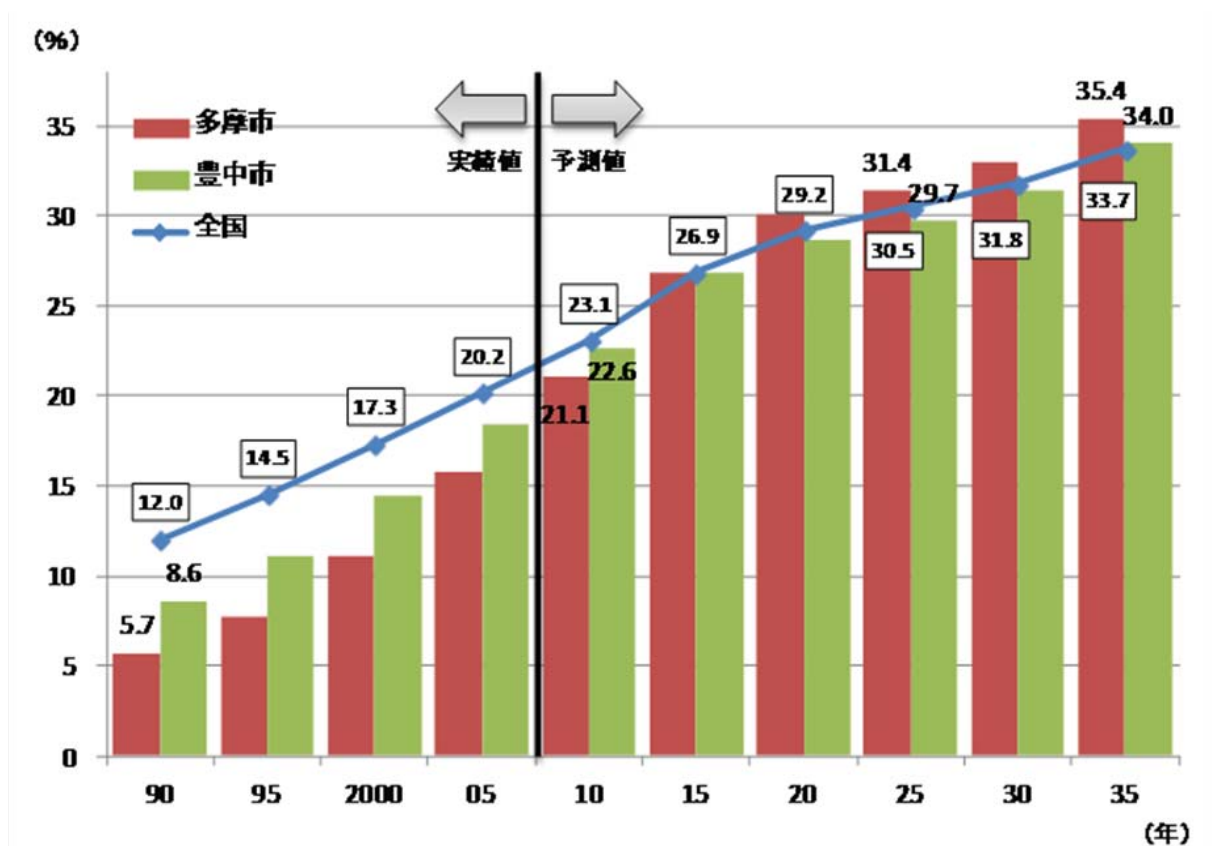


## (2) 高齢者の生活しやすいコミュニティ作り

### ①現状と課題

少子高齢化が進展する中で、街の少子高齢化も進んでいる。特に、高度成長期に開発されたニュータウンでは、似通った年齢層や家族構成の人たちが移り住んだため、子供達が成長してニュータウンを出ていくことで、少子高齢化が急激に進行している。

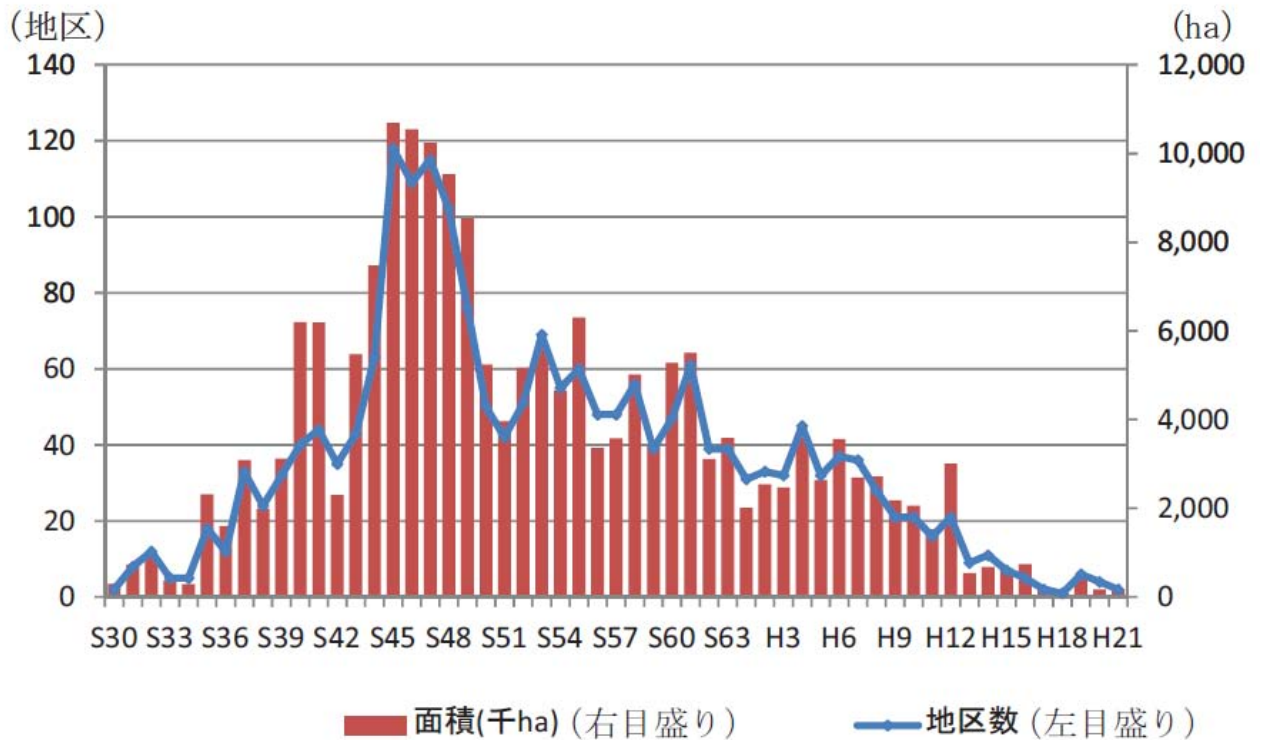
(図表) ニュータウンにおける高齢化率の推移



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(平成20年12月推計)、「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)

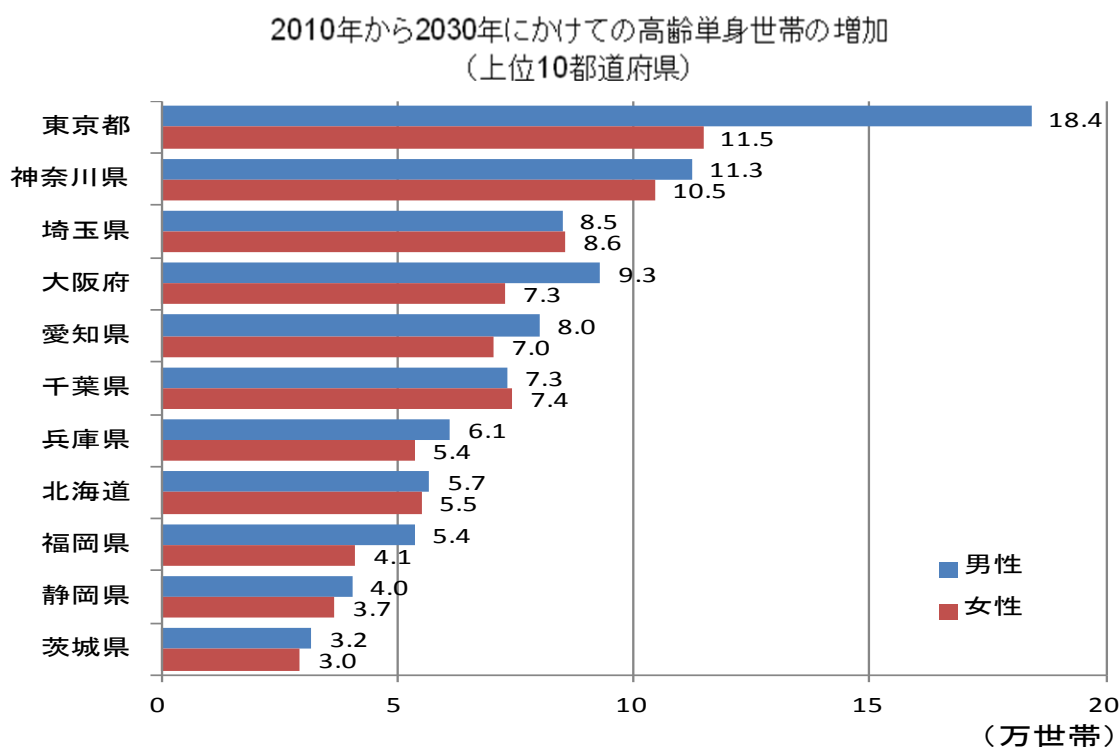
ニュータウンは全国に2010カ所存在し、総面積は19.1万ヘクタールと大阪府の面積と同規模の大きさがある。昭和40年代から50年代にかけて整備されたニュータウンが多く、施設の老朽化等が課題となっている。

(図表) 年度別ニュータウン事業開始地区数及び面積



(出所) 国土交通省「全国のニュータウンリスト」の分析

なお、高齢世帯の増加に加え、高齢単身世帯も増加している。高齢単身世帯では「相談相手がない」「近所づきあいがいいない」等の比率が高く、社会的孤立の一因となることが懸念される。社会的に孤立した住民の増加は、地域社会の活力を低下させることとなる。

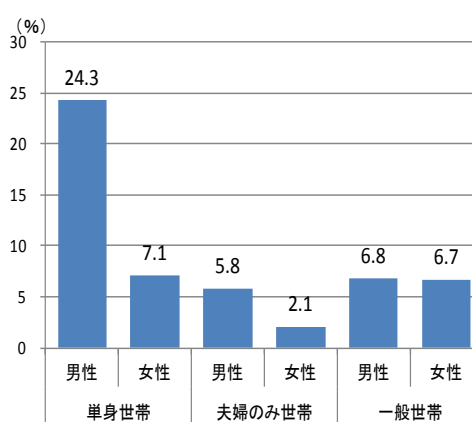


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2008年3月推計)」

心配事の相談相手がない割合



近所づきあいがいいない割合



(出所) 内閣府「平成17年度 世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査結果」  
(注) 65歳以上の高齢者2,756人に対するアンケート調査。一般世帯は全ての世帯の合計値。



## ②今後の方向性

ニュータウンの高齢化等を踏まえ、高齢者が安心して生活できるコミュニティを整備することで、高齢者の就労や消費を活性化するとともに、新しい高齢者向けビジネスを創出すべきである。

(図表) 高齢者にやさしい街作りに向けた社会実験の例

### Aging in Place: コミュニティーで社会実験

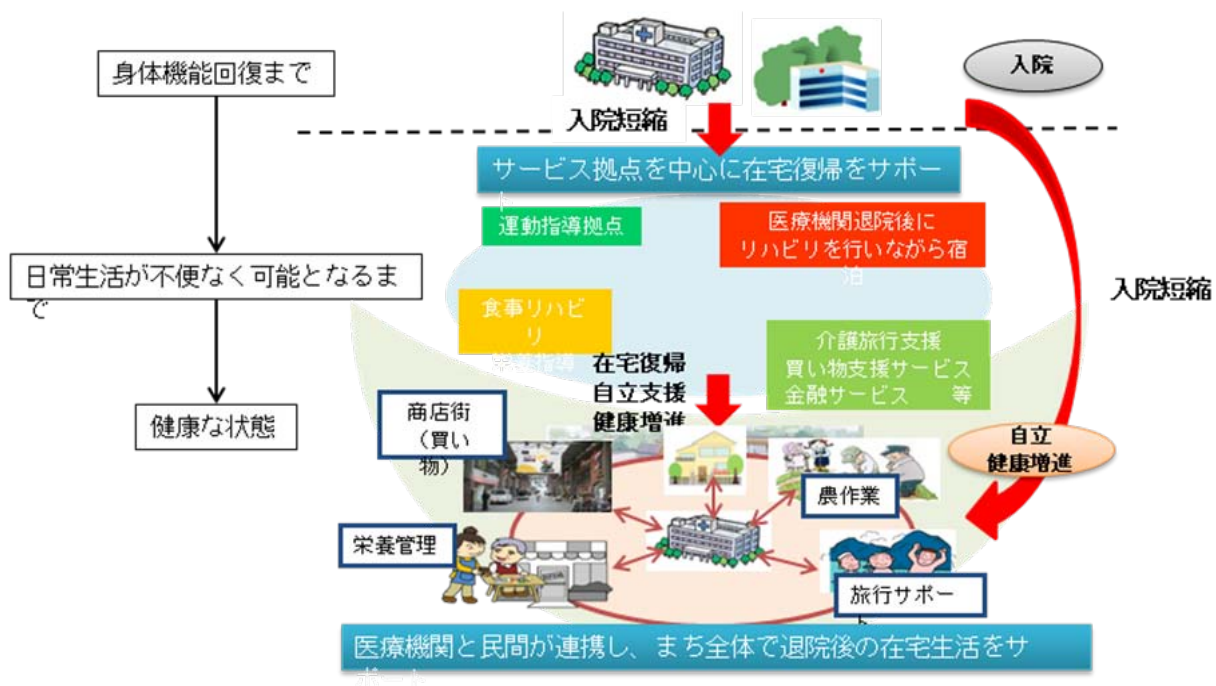


(出所) 第4回産業構造審議会基本政策部会への秋山委員提出資料より。

また、高齢化が進行する郊外団地等を活性化するため、公営賃貸住宅の入居者資格の緩和（高齢単身世帯や大学生・留学生等の若年単身世帯の入居を可能とする等）や、閉校となった学校施設の転用促進、街作りにおける地方自治体や都市再生機構（UR）、企業等の連携強化などの環境整備を進めるべきである。

さらに、退院後の社会復帰や、日常生活の継続に不安を感じる高齢者に対して、短期滞在しながら運動指導等のサービスを受けられる拠点の整備や、医療・介護機関と連携した多様な民間サービスを地域に創出することにより、高齢者や退院患者等が不安なく、健康な生活を地域で送ることが可能なまちづくりを進めるべきである。

(図表) 地域ヘルスケアタウン構想のイメージ



## VI おわりに

少子高齢化の中で活力ある経済社会を維持するためには、経済成長と持続可能な社会保障の好循環を形成することが重要である。今回の中間取りまとめには、こうした好循環を形成するために必要な具体的施策を盛り込んだ。

政府においては、社会保障の持続可能性を確保するため、給付の重点化や安定財源の確保など、社会保障・税制の一体改革を着実に実行すべきである。

また、少子高齢化を新たな成長の源泉につなげ、我が国の消費や労働力人口の水準を維持・向上するために、長寿社会における成長戦略を着実に実行すべきである。

言うまでもなく、企業や国民も、少子高齢化に対応して雇用慣行や経営戦略を見直すなど、活力ある経済社会作りに積極的に参画していくことが重要である。

社会保障・税制の一体改革や、長寿社会における成長戦略は、我が国にとって極めて重要な課題であり、長期的な視点で着実に取り組んでいく必要がある。このため、本部会は、今後も必要に応じ、政府の取組状況をフォローアップし、その結果を踏まえて提言を行っていくこととする。

**産業構造審議会 基本政策部会**  
**委員名簿**

**(部会長)**

伊藤 元重 東京大学大学院経済学研究科教授

**(委員)**

秋山 弘子 東京大学高齢社会総合研究機構特任教授  
井堀 利宏 東京大学大学院経済学研究科教授  
逢見 直人 日本労働組合総連合会副事務局長  
大竹 文雄 大阪大学社会経済研究所教授  
小塩 隆士 一橋大学経済研究所教授  
亀田 隆明 医療法人鉄蕉会理事長  
川淵 孝一 東京医科歯科大学大学院教授  
川村 隆 日立製作所取締役会長  
小室 淑恵 ワーク・ライフバランス取締役社長  
高須 武男 バンダイナムコホールディングス取締役会長  
田近 栄治 一橋大学大学院経済学研究科教授  
中村 紀子 ポピンズコーポレーション代表取締役CEO  
樋口 美雄 慶應義塾大学商学部長  
森田 清 第一三共相談役  
森田富治郎 第一生命保険代表取締役会長  
米澤 康博 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

(五十音順、敬称略)

**産業構造審議会 基本政策部会**  
**審議経過**

**第1回（平成23年3月7日）**

議題：少子高齢化時代における活力ある経済社会のあり方について（問題意識）

**第2回（平成23年5月18日）**

議題：経済成長と持続可能な社会保障の好循環について

**第3回（平成23年5月31日）**

議題：社会保障を支える負担のあり方について

**第4回（平成23年6月22日）**

議題：①長寿社会における成長戦略のあり方について  
②中間取りまとめ骨子案について

**第5回（平成23年6月29日）**

議題：中間取りまとめ案について

# 産業構造審議会 基本政策部会

## 中間取りまとめ(案)

少子高齢化時代における活力ある経済社会に向けて  
—経済成長と持続可能な社会保障の好循環の実現—

### 概要

平成23年6月29日  
事務局

# 経済成長と持続可能な社会保障の好循環の重要性

- 少子高齢化の中で活力ある経済社会を形成するためには、**経済成長と社会保障の好循環**を形成することが必要。
- 現在の社会保障を維持すると、**将来世代や現役世代の負担が過度に重くなり**、経済活力を損なう恐れ。

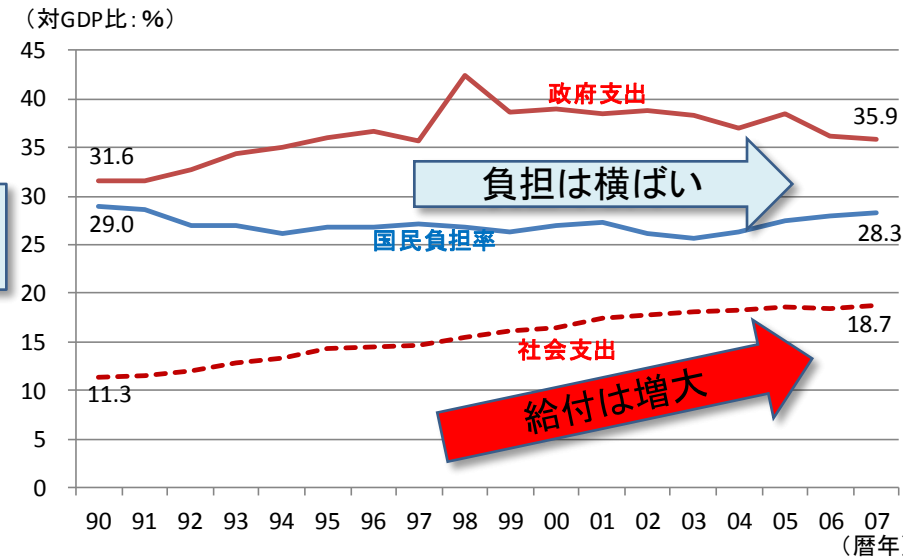
国民が安心できる社会保障は**活力ある経済**を基礎とし、また、活力ある経済は**持続可能な社会保障**に支えられて成り立つ。

我が国の社会保障は給付と負担が均衡しておらず、赤字公債の発行により**将来世代に負担を先送り**している。

今後、我が国の現役世代は、他の先進国の2倍近い高齢者を支えていく必要があり、**現役世代の負担能力には限界**がある。

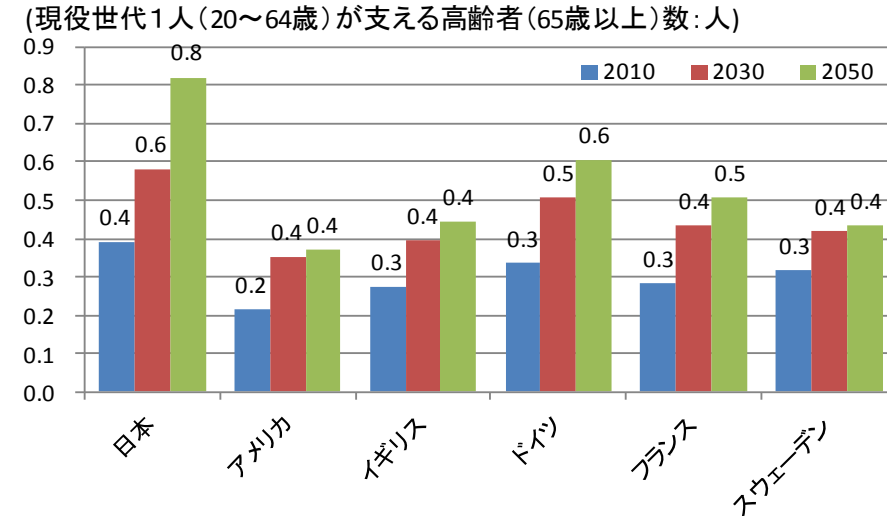


政府支出と国民負担の推移(対GDP比)



(出所)OECD Social Expenditure database、Revenue Statistics

現役世代1人が支える高齢者数の推移予測



【出所】OECD Historical population data and projections

- **経済成長と持続可能な社会保障の好循環**を形成するためには、**社会保障の持続可能性の確保**と、**少子高齢化を新たな成長の源泉とするための成長戦略**を同時に推進することが必要。

## 1. 社会保障の持続可能性の確保

- ① 厳しい財政状況の中で本当に必要とする方にサービスを提供するため、**給付の重点化**を進めるべき。
- ② 必要な社会保障給付を支える財源は、**全ての世代が負担能力に応じて公平に負担**すべき。

## 2. 少子高齢化を新たな需要や雇用の創出につなげるための成長戦略の推進

- ① 女性や高齢者、若者が**生きがい**をもって働ける社会を実現すべき。
- ② 医療・介護・健康関連分野における**ライフ・イノベーション**を促進すべき。
- ③ 高齢者の消費活性化により高齢化に対応した新産業を創出すべき。**(シルバー・イノベーション)**



# 社会保障給付と負担のあり方について

## 1. 社会保障の給付のあり方

① **本当に必要とする方**にサービスを提供すること、② **自助の支援を出発点**とし、自助、共助、公助を適切に組み合わせること、③ **新たな民間サービスの拡大**や多様な事業主体の参入など **民間活力を積極的に活用**することを基本原則に、**給付の重点化**を進めるべき。

### 医療・介護・子育て

### 年金

必要なニーズへの対応

自助の支援

民間活力等

- ① 公的医療保険の対象見直し(軽微な療養に関する保険免責制度の導入)
- ② 医薬品の公的保険対象の見直し(先発医薬品・市販品類似薬)
- ③ 介護保険の給付対象者の見直し(軽度者の保険対象からの除外)
- ④ 高齢者の自己負担の拡大(負担能力の高い高齢者の自己負担の拡大)

- ① 高所得者に対する年金給付の見直し(高所得者への基礎年金の減額で得た財源を所得の低い高齢者の基礎年金・最低保障年金に充当)
- ② 将来的な年金支給開始年齢の引き上げ(高齢者の雇用環境の整備を進めることを条件に、年金支給開始年齢について段階的に引き上げを検討)

- ① 保険者機能の強化(保険者が特定健診等に取り組むインセンティブ強化)
- ② 予防のインセンティブ付与(ボランティアを促進する「おたっしやポイント」)

- ① 私的年金の活用促進(確定拠出年金におけるマッチング拠出解禁の早期実現・拠出限度額の引き上げ、私的年金に対する公的補助・税制優遇)
- ② 高齢者の実物資産の生活資金への活用(リバースモーゲージの活用促進)

- ① 新たな民間サービスの創出(医行為等の範囲明確化による新たな民間サービスの創出、子育て分野等における株式会社参入促進)
- ② 医療提供体制の重点化(看護師や薬剤師の役割の強化、医療経営人材の育成、医療と介護の連携強化等)
- ③ IT利活用の促進(診療データ共有化による重複検査や重複投薬の防止等)

- ① マクロ経済スライドの確実な実施(人口動態に応じて給付額を変動させるマクロ経済スライドを物価下落時においても実施)
- ② 公的年金、企業年金の運用強化(成長分野への投資拡大)

## 2. 社会保障を支える負担のあり方

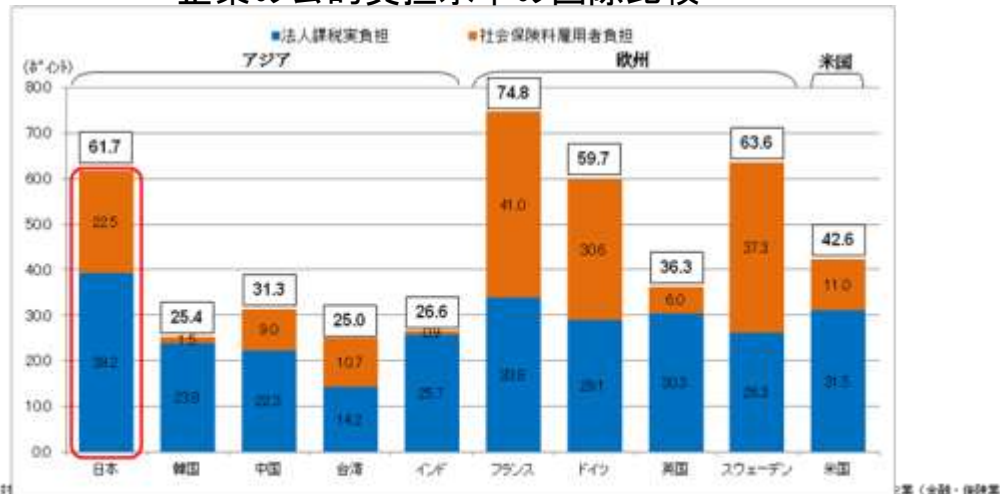
社会保障の財源を確保するためにやむを得ず増税を行う場合には、財源としての安定性、公平・公正な負担という観点や経済への影響、企業の競争環境という面を考慮すると、増税の時期・制度設計等については留意しつつも、**消費税を引き上げる**ことにより、**財源の確保を図るべき**。

我が国企業の公的負担率の水準は、欧米と同程度であるが、**アジア諸国よりも大幅に高い**。

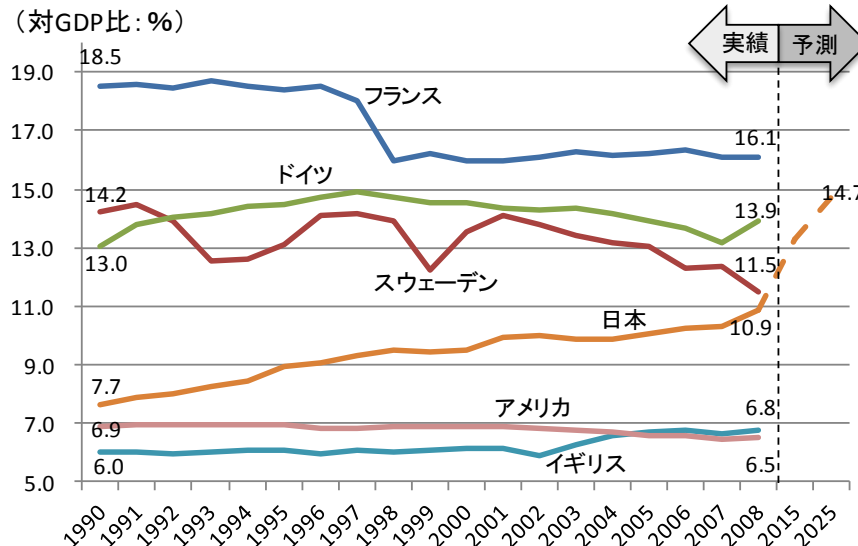
先進諸国に比べて**社会保険料負担が急速に増大**しており、**企業や雇用**に悪影響。

**マクロ経済への影響**を最も小さく抑えることができるのは**消費税**。

企業の公的負担水準の国際比較



社会保険料負担の対GDP比の推移



名目GDPの1%程度(4.5兆円程度)増税した場合の経済成長に与える影響

	消費税	個人所得税	法人税
設備投資	▲0.64%	▲0.59%	▲9.64%
就業者数	▲0.11%	▲0.15%	▲0.19%
消費	▲1.47%	▲1.80%	▲0.95%
実質GDP	▲0.31%	▲0.39%	▲1.00%

(出所)内閣府・経済財政モデル(2010年度版)

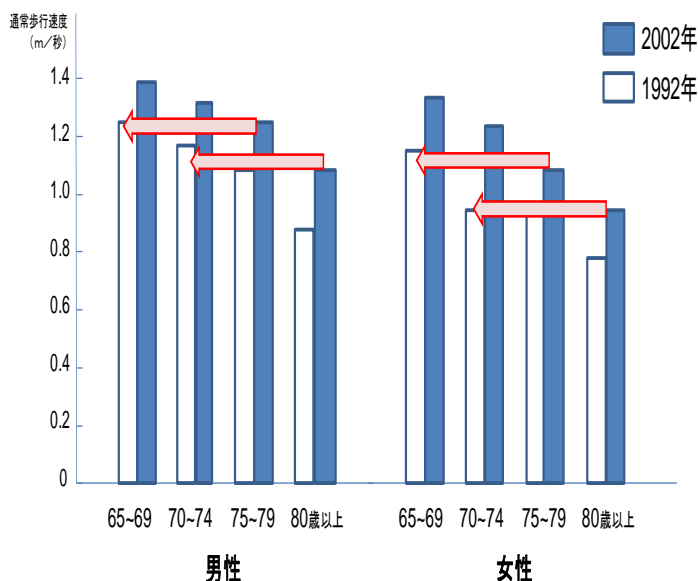


# 長寿社会における成長戦略

## 長寿社会の潜在的成長力

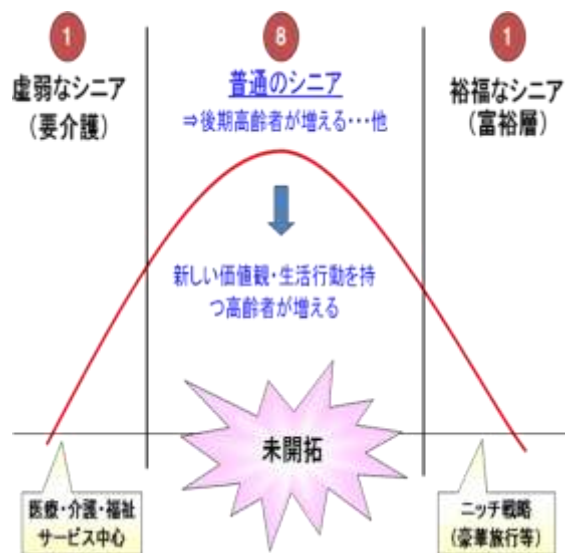
長寿化による高齢者の肉体的若返りや就労促進により、2020年に高齢者世帯の消費水準が現在より10歳程度若返ったと仮定すると、**高齢者消費が17兆円追加的に拡大**。これにより、自然体では2015年頃にピークを迎える我が国全体の消費も、**2020年まで安定的に拡大**。こうした消費拡大に伴い、**2020年に約230万人程度の雇用創出**が見込まれる。

### 高齢者の歩行速度は10年間で10歳若返り



(出所) 鈴木隆雄他「日本人高齢者における身体機能の縦断的・横断的变化に関する研究」(第53巻第4号「厚生」2006年4月p1-10)より引用

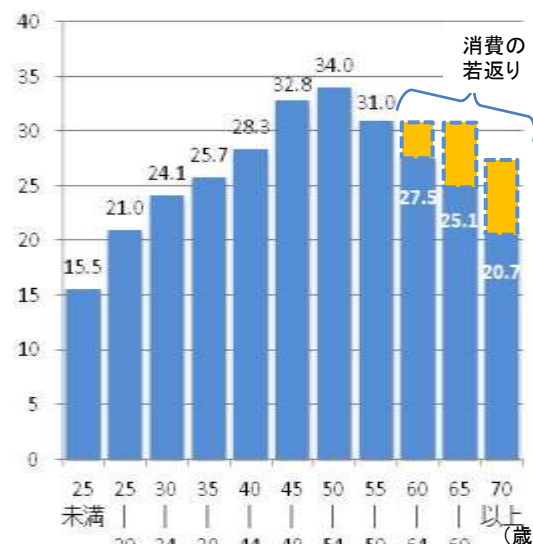
### 高齢者市場の8割は未開拓



(出所) 第4回産業構造審議会基本政策部会への秋山委員提出資料より。

### 消費水準が若返ると高齢者消費は活性化

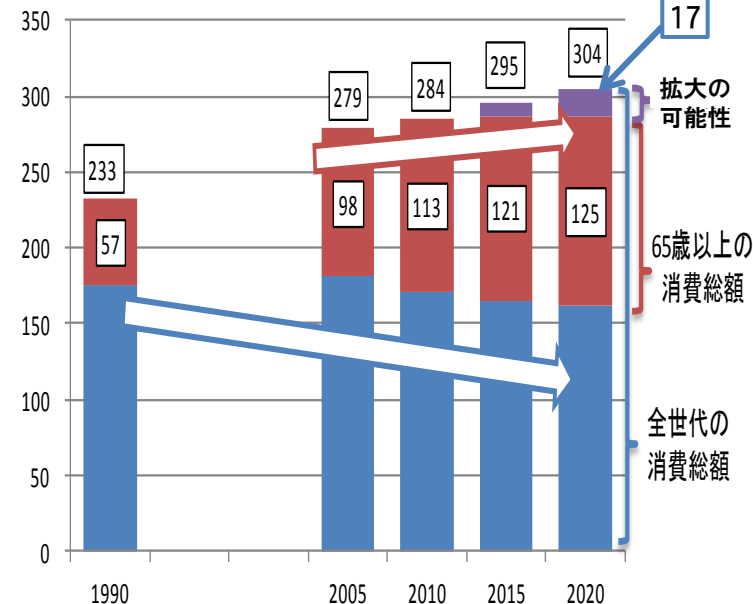
<世帯主年齢別月間消費額(総世帯)> (万円/月)



(出所) 総務省「全国消費実態調査」

### 高齢者消費は追加的に17兆円拡大 我が国全体の消費も安定的に拡大

(兆円) <潜在的な消費市場の大きさ>



(出所) 総務省「全国消費実態調査」、内閣府「国民経済計算」を用いて経済産業省試算

## 1. 全ての世代の就労促進

## 2. ライフ・イノベーション

## 3. シルバー・イノベーション

### 1. 高齢者の就労促進

- ① 生きがい就労促進 (先進事例(柏市等)の普及支援)
- ② 企業OBと中小ものづくり企業等とのマッチング支援
- ③ 高齢者の就労を促進する就労環境の整備 (在職者年齢年金制度の見直し等)
- ④ 教育分野、社会福祉分野などでの就労促進

### 2. 女性の就労促進

- ① 子育て環境の整備 (株式会社等の参入促進)
- ② 短時間勤務制度の拡充
- ③ ワークライフバランスの推進 (インセンティブの導入)

### 3. 若者の就労促進

- ① 産学協働教育の展開
- ② 大学生と中小企業等とのミスマッチの解消 (中小企業等の魅力発信)
- ③ グローバル人材育成 (若年層の海外就業体験等)

### 1. 研究開発・治験環境の整備

- ① ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消 (先進医療・施設基準の緩和、医薬品・医療機器の承認審査迅速化等)
- ② イノベーションを促進する薬価制度 (後発品の無い新薬への加算)
- ③ 研究開発の促進 (再生医療、個別化医療等)

### 2. ものづくり技術を活かした競争力強化

- ① 生活・福祉分野でのロボット実用化 (実証、国際標準化)
- ② ものづくり中小企業の医療分野への参入促進 (参入規制の緩和、医工連携支援)
- ③ 最先端医療機器の開発支援 (がん超早期診断治療等)

### 3. 国際医療ネットワーク構築による活性化

- ① 海外医療拠点整備と外国人患者受入体制の整備による国際医療ネットワーク構築
- ② 医療サービス、機器、システムが一体となった海外展開

### 1. 高齢者の消費活性化

- ① 高齢者向けの新商品・新サービスの普及 (ソーシャルビジネスの普及支援、高齢者向け自動車の開発・普及、福祉機器の国際標準化)
- ② 新サービスの創出 (医療介護周辺サービス、「どこでもMY病院構想」等)
- ③ 高齢者の消費力を高める制度の利用促進 (リバースモーゲージ制度、マイホーム借り上げ制度の利用促進)

### 2. 高齢者の生活しやすいコミュニティ作り

- ① 郊外団地等の活性化 (入居者資格の緩和、自治体・都市再生機構・企業の連携強化等)
- ② 健康な生活を送ることが可能なまちづくり (医療・介護機関と連携した民間サービス創出等)